

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 美浜町の現状	4
1 障害者等の現状	4
2 障害者福祉に関するアンケート調査結果	8
3 団体・事業所へのヒアリングシート調査結果	17
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 計画の基本目標	20
3 施策の体系	21
第4章 施策の方向	22
1 一人ひとりを大切にするまちづくりの推進	22
2 健やかで自立した生活を支える支援体制づくり	29
3 支え合い、安心していきいきと暮らせる	39
第5章 計画の推進体制	45
1 計画の推進	45
2 計画の進捗管理	45
3 地域福祉審議会について	46
資料編	47
1 第3次美浜町障害者計画策定経緯	47
2 第3次美浜町障害者計画策定委員会設置要綱	48
3 第3次美浜町障害者計画策定委員会委員名簿	49
4 用語解説	50

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

- 近年、わが国の障害者施策は大きく変化しています。特に、平成18年12月に国連総会において「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択されたことを受け、わが国では、平成19年9月に本条約に署名するとともに、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、障害者権利条約の批准に向けた法整備が、順次進められることとなりました。
- 平成23年8月には、障害者基本法が大幅に改正され、「障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現へ向けて、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本的な方向性が示されました。また、平成24年6月には、障害者自立支援法を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が制定され、身体・知的・精神に加え、難病患者をサービス対象に加えるなど、新たなサービス体制等が定めされました。
- さらに、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の施行、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の制定、平成25年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」（雇用促進法）の改正等が行われ、こうした国内法の整備が充実してきたことを踏まえ、平成26年1月に障害者権利条約を批准することとなりました。
- また、国では平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」の実現をコンセプトに、障害のある人も地域で暮らしを営むことができるよう、地域住民が互いに支え合う仕組みのあり方が検討されています。
- 美浜町においては、これまで2次にわたる障害者計画を策定し、さまざまな障害者施策を推進してきました。このたび、障害のある人を取り巻く環境や施策の変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、障害のある人の実態やニーズに即した施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第3次美浜町障害者計画」（以下、「本計画」という）を策定するものです。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、美浜町における障害者施策全般の基本的な方向性を定める計画として位置づけられるものです。

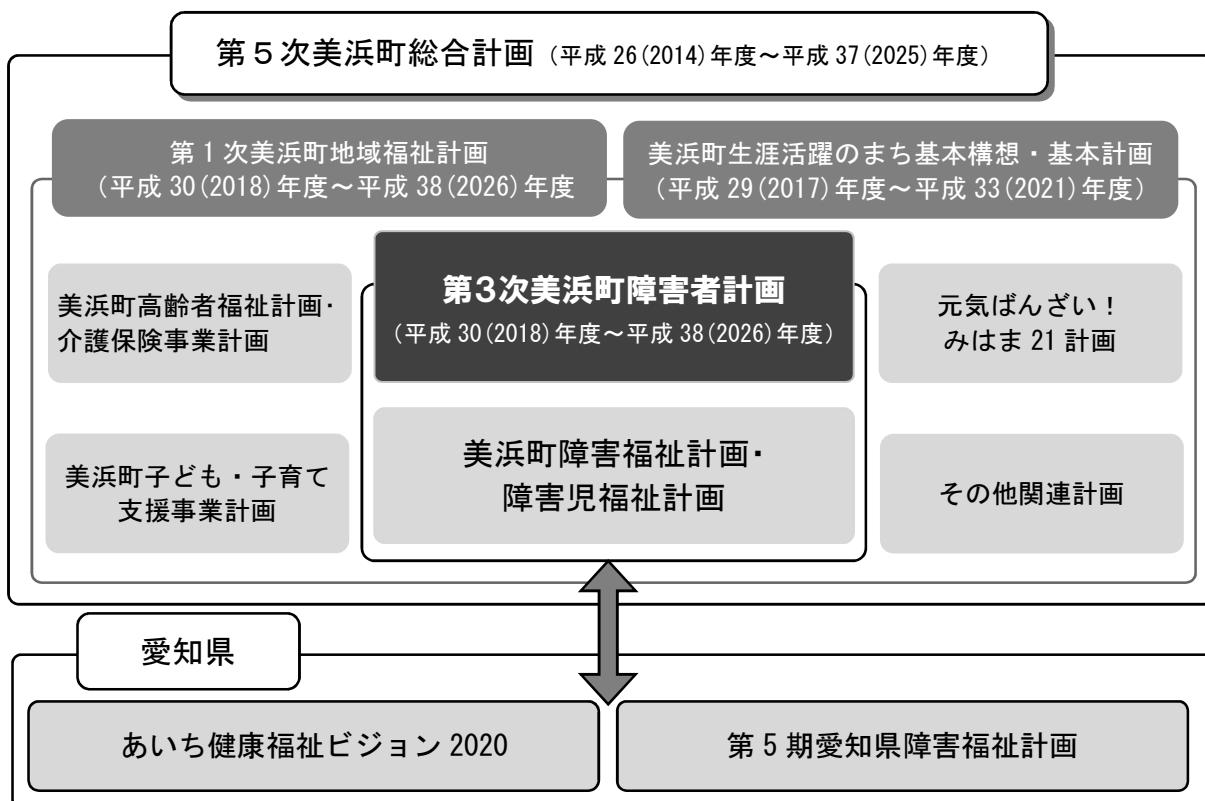
美浜町障害者計画	
根拠法令	障害者基本法第11条第3項
計画期間	平成30年度～平成38年度
策定内容	障害者施策全般の基本的な方向性を定める

(2) 他計画との関連

本計画は、国の障害者福祉に係る法律や計画を踏まえて策定するとともに、愛知県の「あいち健康福祉ビジョン2020」「第5期愛知県障害福祉計画」との整合性を図ります。

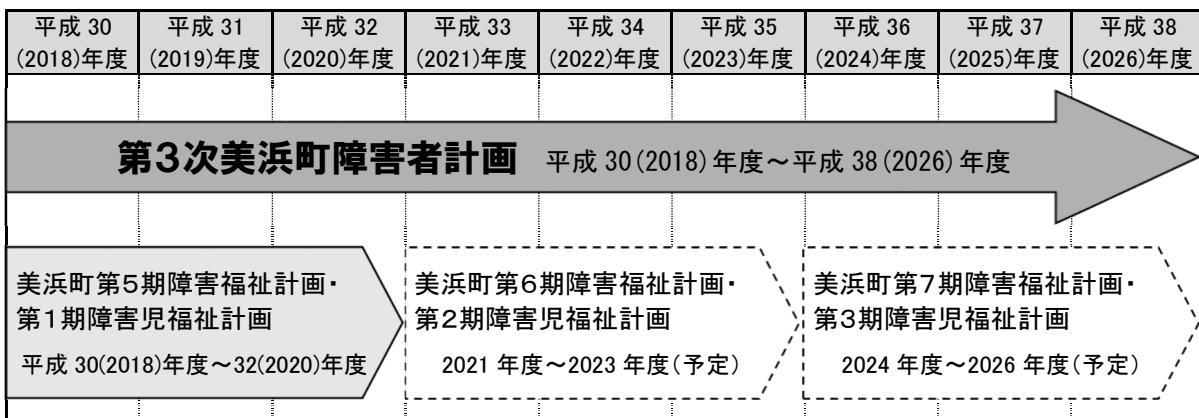
また、町の最上位計画である「第5次美浜町総合計画」の部門別計画とし、「美浜町生涯活躍のまち基本構想・基本計画」「第1次美浜町地域福祉計画」をはじめ、「美浜町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「元気ばんざい！みはま21計画」「美浜町子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図ります。

なお、別に策定する「美浜町障害福祉計画・障害児福祉計画」は、本計画で示した基本的な理念や方向性に基づき、障害福祉サービスや相談支援などのサービス見込量やその確保策を定めるものであり、本計画と一緒に、本町の障害者福祉施策を推進するものです。



3 計画の期間

本計画は、平成 30(2018)年度から平成 38(2026)年度までの 9 年間を計画期間とします。



4 計画の策定体制

(1) 策定委員会の開催

本計画が障害のある人や関係者等の意見を反映した計画となるよう、保健医療従事者、障害福祉団体・事業者等の代表から構成される「第 3 次美浜町障害者計画、美浜町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画策定委員会」を設置し、策定内容に関して検討を重ねました。

(2) 障害者福祉に関するアンケート調査の実施

平成 29 年 8 月 28 日から 9 月 22 日にかけて、障害のある人の現状や今後の意向等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、美浜町に在住の障害のある人を対象に障害者福祉に関するアンケート調査を実施しました。

(3) 団体・事業所ヒアリングシート調査の実施

平成 29 年 8 月 17 日から 9 月 8 日にかけて、障害のある人を取り巻く現状や今後の意向等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、美浜町にある 5 団体・7 事業所を対象に障害者福祉に関するヒアリングシート調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

平成 30 年 1 月 22 日から 2 月 9 日にかけて、本計画の策定内容に関して住民から広く意見を募集することを目的として、パブリックコメントを実施しました。

第2章 美浜町の現状

1 障害者等の現状

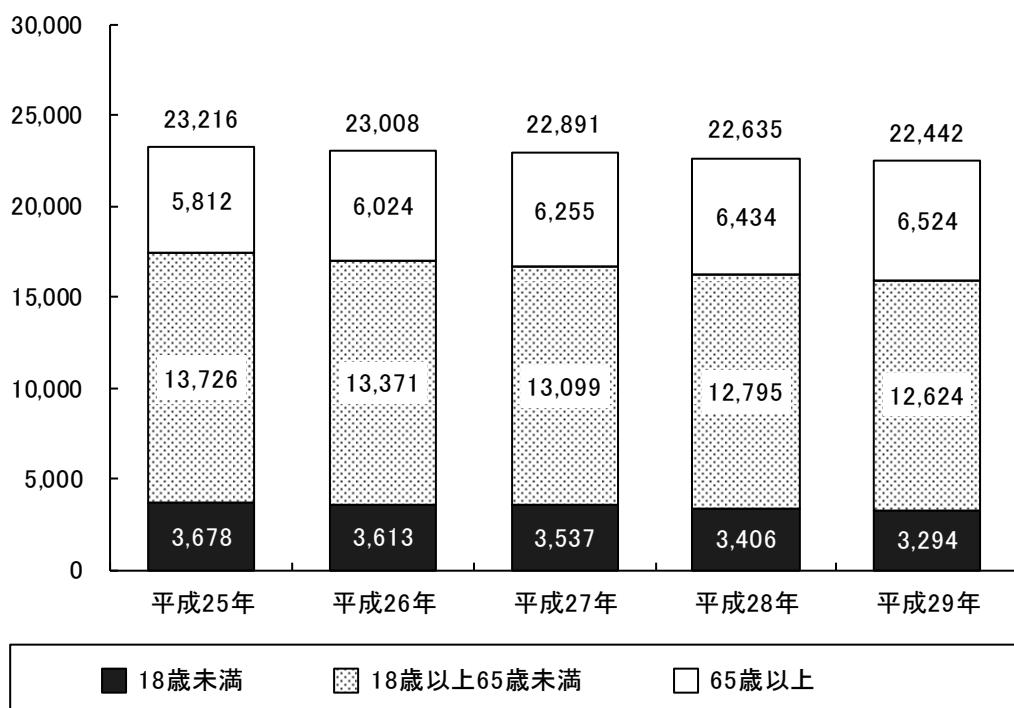
(1) 人口の推移

美浜町の人口は減少傾向にあり、平成29年3月31日現在、22,442人となっており、平成25年と比較すると、774人減少しています。

また、18歳未満の人口、18歳以上65歳未満の人口が減少している一方、65歳以上の人口が増加しており、少子高齢化が進んでいます。

■人口の推移

(人)



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

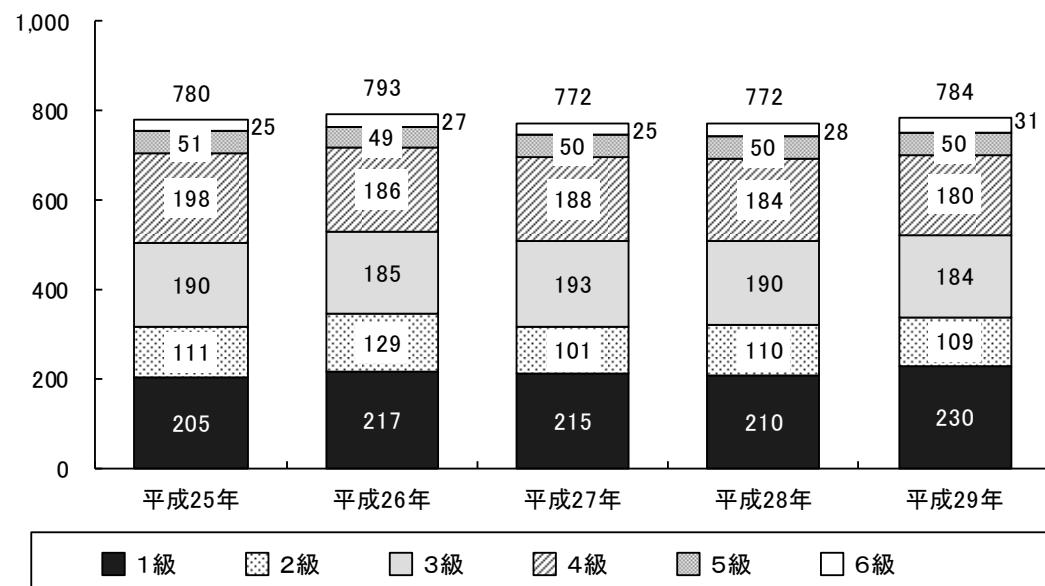
(2) 身体障害者（児）の状況

美浜町における身体障害者手帳所持者数は、平成29年3月31日現在、784人となっており、直近5年間の推移はおおむね横ばいとなっています。

等級別にみると、1級の手帳所持者数が増加しています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

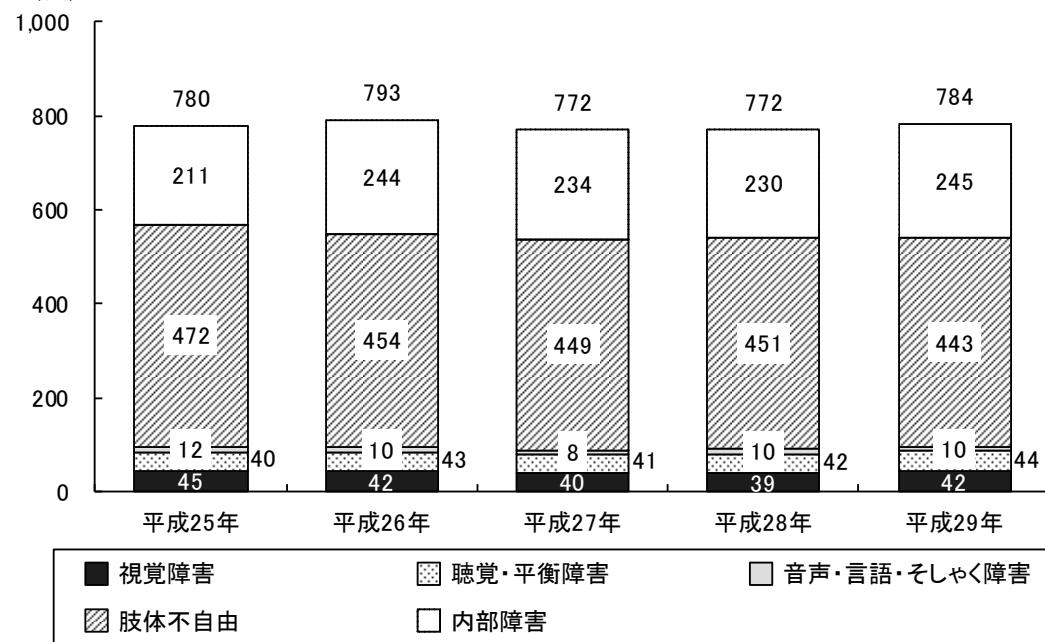


資料：福祉課（各年3月31日現在）

障害種別にみると、特に肢体不自由が減少している一方、内部障害が増加しています。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

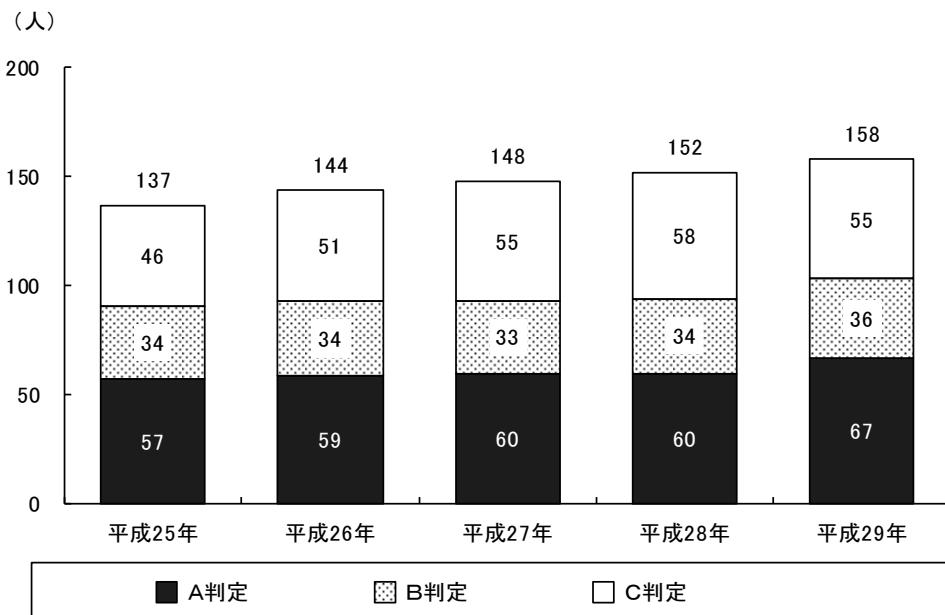


資料：福祉課（各年3月31日現在）

(3) 知的障害者（児）の状況

美浜町における療育手帳所持者数は、平成29年3月31日現在、158人となっており、増加傾向にあります。特に、A判定とC判定の手帳所持者数が大きく増加しています。

■等級別療育手帳所持者数の推移

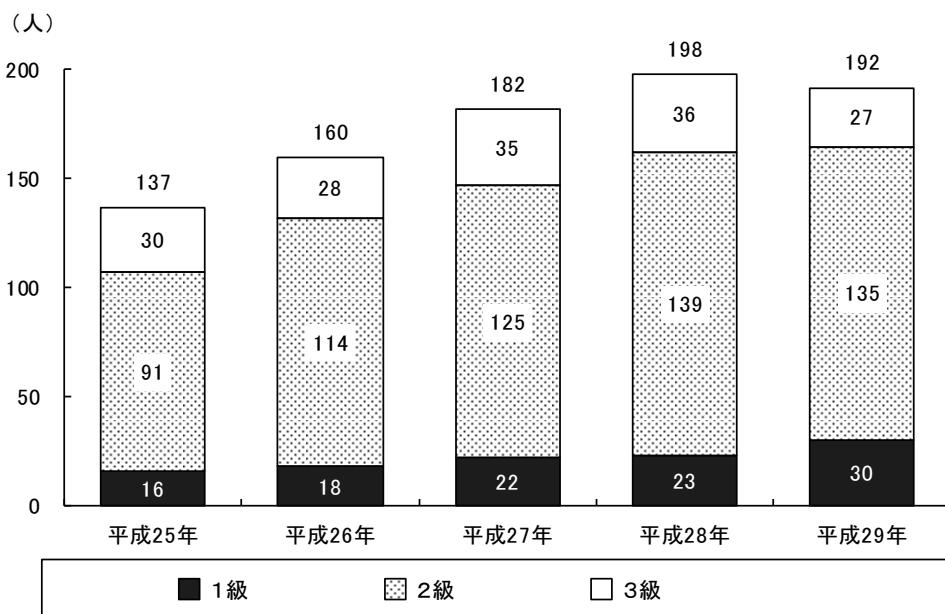


資料：福祉課（各年3月31日現在）

(4) 精神障害者（児）の状況

美浜町における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年3月31日現在、192人となっており、増加傾向にあります。特に、1級と2級の手帳所持者数が大きく増加しています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



■自立支援医療受給者数(精神通院)

- 294人（精神手帳所持者も含む）

資料：福祉課（平成29年10月24日現在）

(5) 難病のある人の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に基づき、県の特定医療費助成制度を受けている本町の難病のある人は 135 人で、総人口の約 0.61%となっています。

なお、平成 25 年度から、130 の疾病の難病患者（特定医療費助成制度対象外の疾病を含む。）が障害福祉サービス等の受給対象者となりましたが、対象疾病が拡大され、平成 29 年 4 月 1 日には、対象疾病が 332 から 358 へ拡大されています。

■特定医療費助成制度の対象者数

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
対象者数	140	125	135

資料：愛知県半田保健所（各年 4 月 1 日現在）

2 障害者福祉に関するアンケート調査結果

(1) 障害者福祉に関するアンケート調査の概要

本調査は、「第3次美浜町障害者計画」等策定のための基礎資料とするとともに、障害のある人の現状や取り巻く状況などを把握することを目的として実施しました。

調査対象は、身体・知的・精神の障害者手帳を持つ人のほか、自立支援医療（精神通院医療）受給者、発達障害児等、手帳を持っていない人も対象に実施しました。

■調査概要

	身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	自立支援医療 受給者
調査地域	美浜町全域			
調査対象	町内に在住の 身体障害者手帳 所持者	町内に在住の 療育手帳所持者	町内に在住の 精神障害者保健 福祉手帳所持者	町内に在住の 自立支援医療 受給者
対象者数	800人	132人	193人	146人
抽出方法	全数調査			
調査期間	平成29年8月28日～9月22日			
調査方法	郵送または窓口での配布・回収			

■回収結果

実施者数（A）	回収者数（B）	回収率（B／A）
1,271人	796人	62.6%
調査対象別回収結果		
身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者 及び自立支援医療受給者
516人	100人	193人

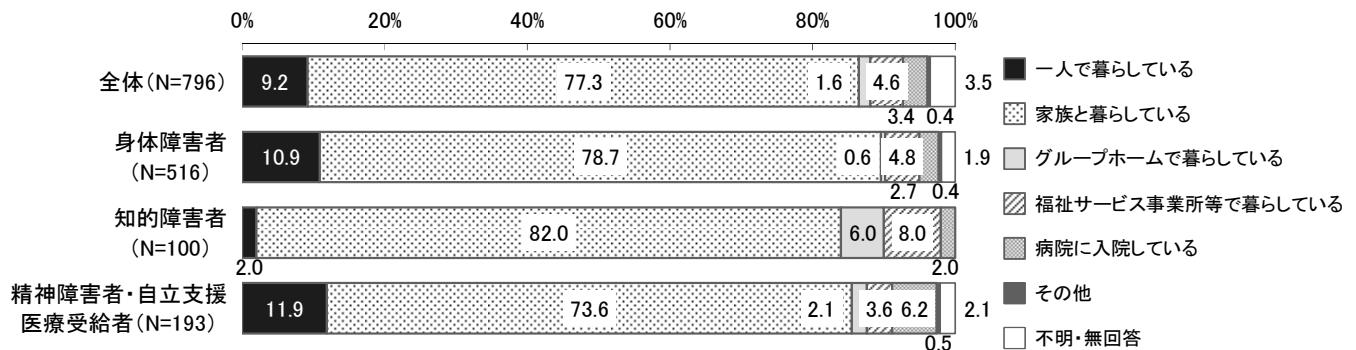
※調査対象別回収結果には、重複障害のある人の回答をそれぞれの手帳所持者等にカウントしているため、回収数全体を上回ります。

(2) 障害者福祉に関するアンケート調査の結果

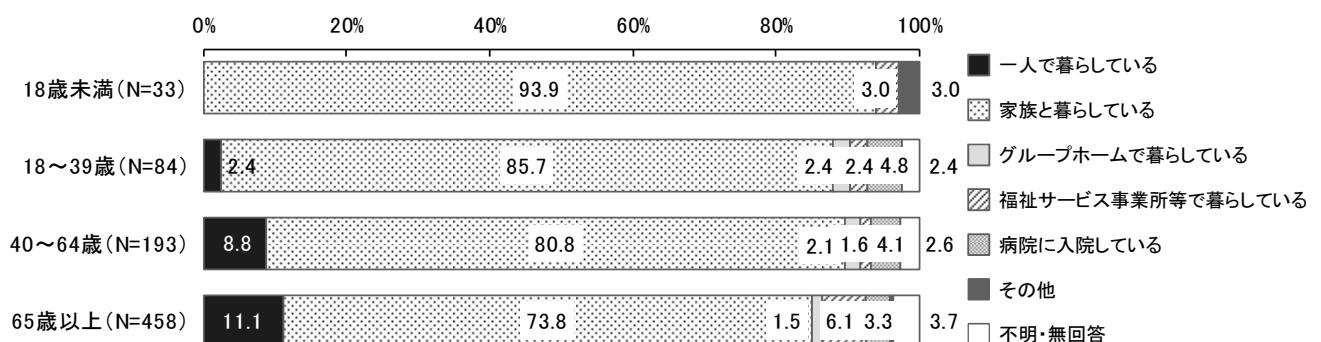
① 現在の暮らし方

現在の暮らし方については、全体では「家族と暮らしている」が77.3%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が9.2%となっています。

障害別では、身体障害者及び精神障害者で、「一人で暮らしている」が1割強となっています。

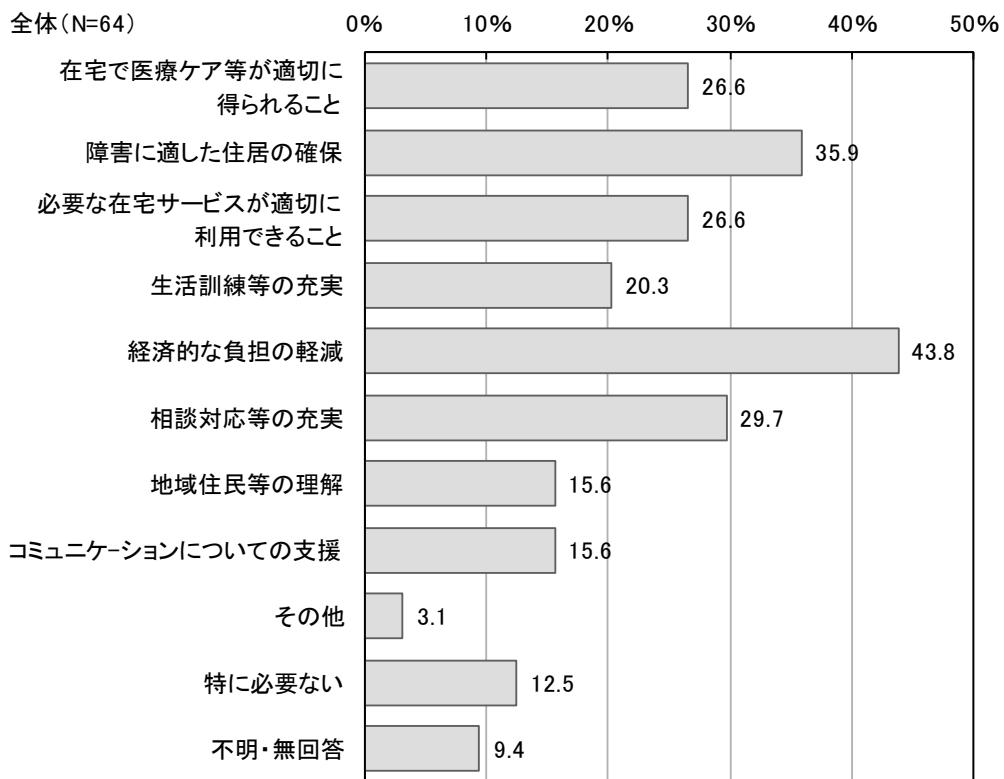


年齢別では40～64歳及び65歳以上で「一人で暮らしている」が1割前後となっています。また、65歳以上で「福祉サービス事業所等（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が6.1%と、他と比べて高くなっています。



② 地域で生活するために必要な支援

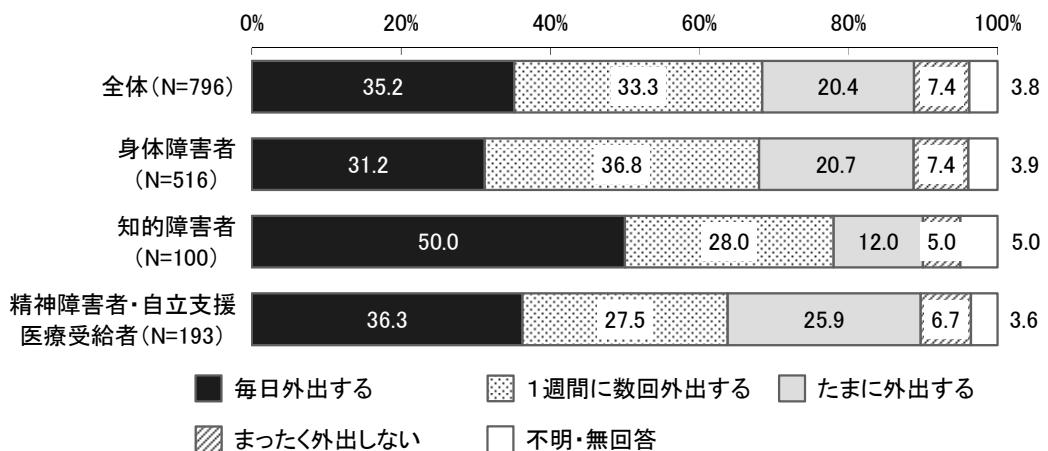
地域で生活するために必要な支援について、「経済的な負担の軽減」が43.8%と最も高く、次いで「障害に適した住居の確保」が35.9%、「相談対応等の充実」が29.7%となっています。



③ 1週間の外出の頻度

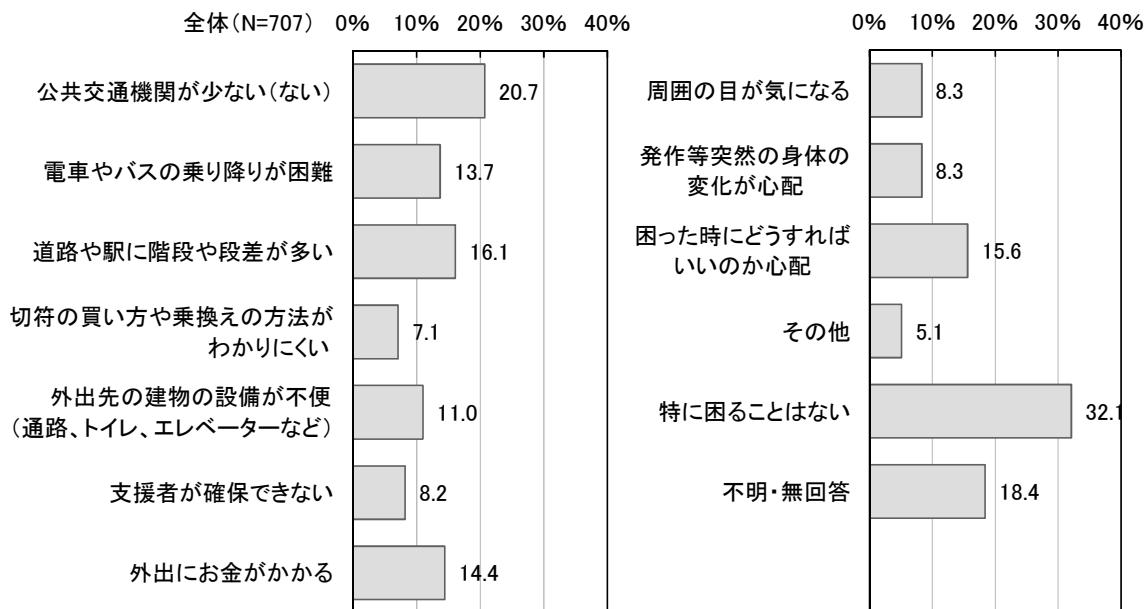
1週間の外出の頻度について、全体で「毎日外出する」が35.2%と最も高く、次いで「1週間に数回外出する」が33.3%、「たまに外出する」が20.4%となっています。

障害別では、知的障害者で「毎日外出する」が50.0%と他と比べて高くなっています。



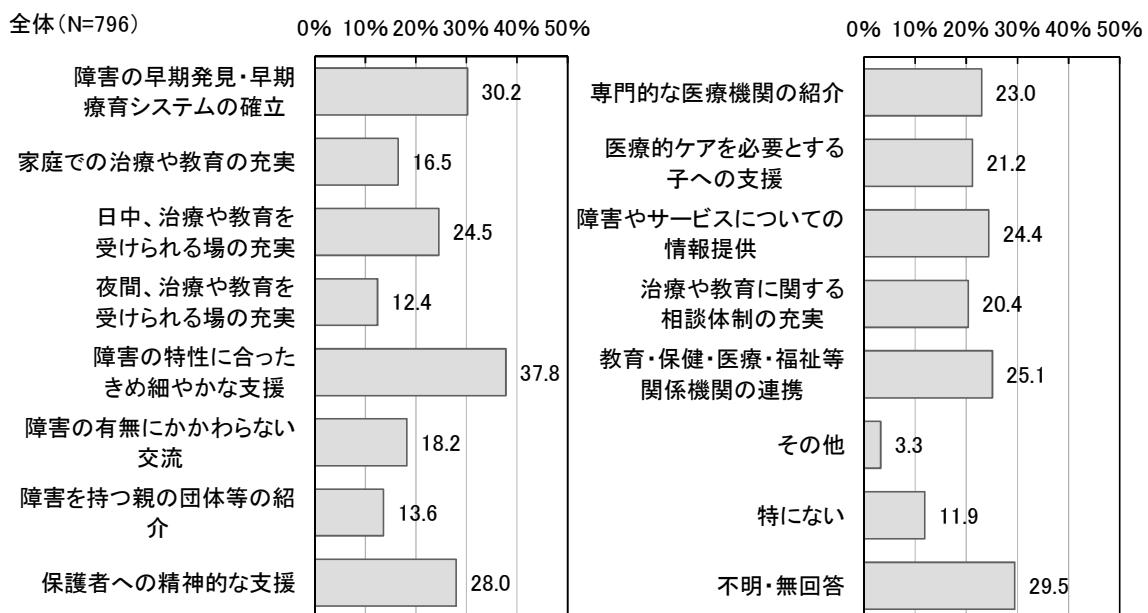
④ 外出する時に困ること

外出する時に困ることについて、「特に困ることはない」（32.1%）を除くと、「公共交通機関が少ない（ない）」が20.7%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が16.1%、「困った時にどうすればいいのか心配」が15.6%となっています。



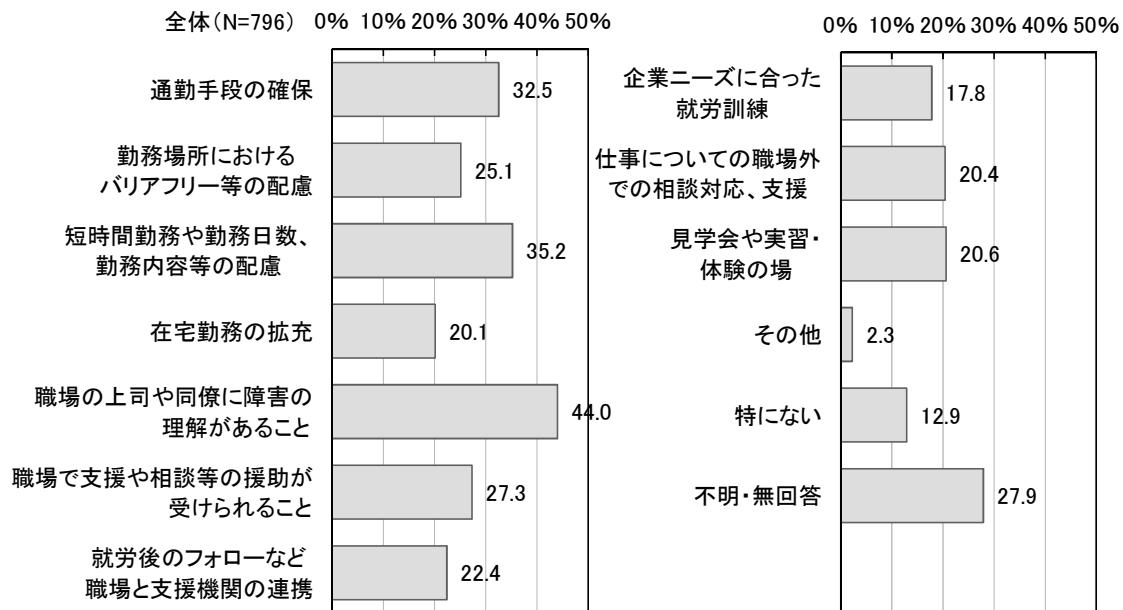
⑤ 障害児に対する治療や教育で求めること

障害児に対する治療や教育で求めることについて、「障害の特性に合ったきめ細やかな支援」が37.8%と最も高く、次いで「障害の早期発見・早期療育システムの確立」が30.2%、「保護者への精神的な支援」が28.0%となっています。



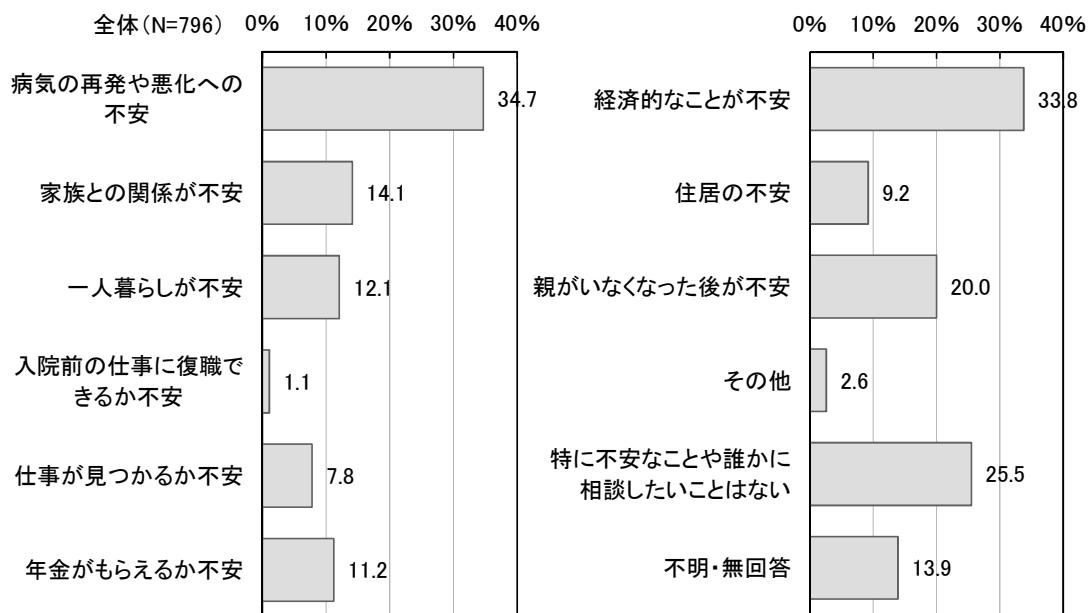
⑥ 障害者の就労支援として必要なこと

障害者の就労支援として必要なことについて、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 44.0% と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数、勤務内容等の配慮」が 35.2%、「通勤手段の確保」が 32.5% となっています。



⑦ 生活で不安なことや誰かに相談したいこと

生活で不安なことや誰かに相談したいことについて、「特に不安なことや誰かに相談したいことはない」(25.5%) を除くと、「病気の再発や悪化への不安」が 34.7% と最も高く、次いで「経済的なことが不安」が 33.8%、「親がいなくなった後が不安」が 20.0% となっています。

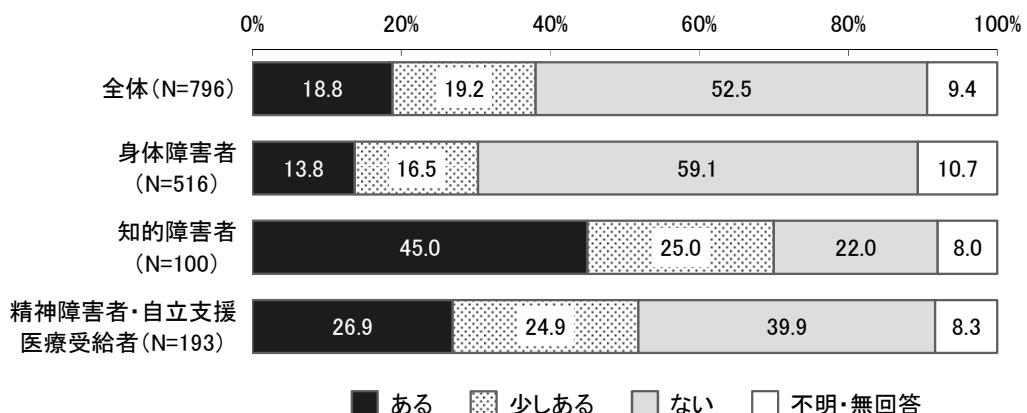


⑧ 障害や差別を理由に嫌な思いをした経験

障害や差別を理由に嫌な思いをした経験について、全体で『ある』が38.0%、「ない」が52.5%となっています。

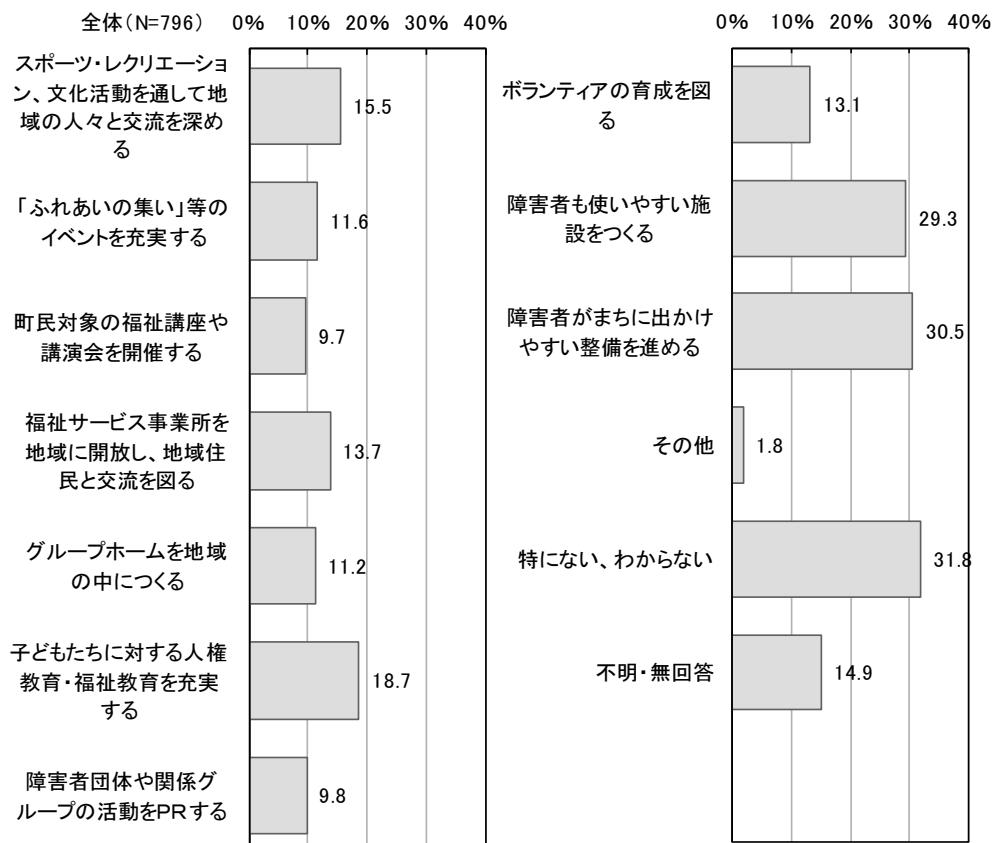
障害別では、『ある』が知的障害者で70.0%、精神障害者で51.8%と半数を超えており高くなっています。

※『ある』…「ある」と「少しある」を合わせたもの



⑨ 障害に対する理解を深めるために必要なこと

障害に対する理解を深めるために必要なことについて、「特にない、わからない」(31.8%)を除いて、「障害者がまちに出かけやすい整備を進める」が30.5%と最も高く、次いで「障害者も使いやすい施設をつくる」が29.3%、「子どもたちに対する人権教育・福祉教育を充実する」が18.7%となっています。

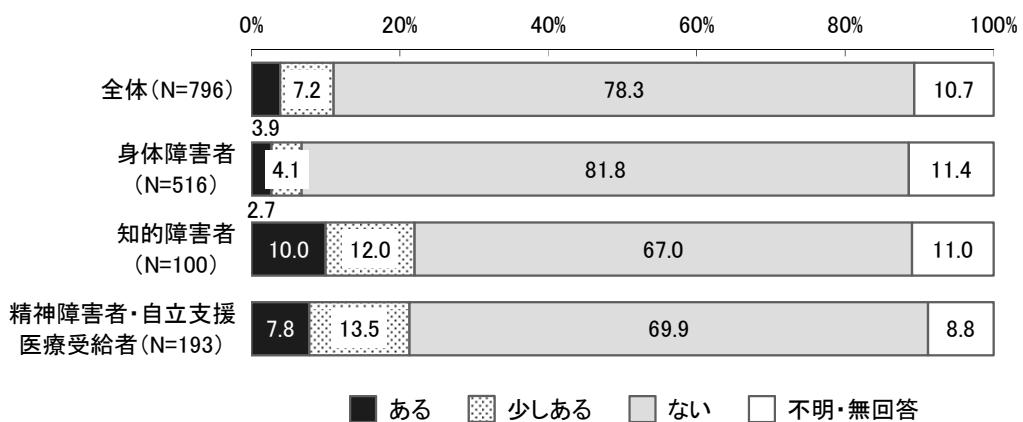


⑩ 虐待の経験の有無

虐待を受けたことがあるかについて、全体で『ある』が 11.1%、「ない」が 78.3%となっています。

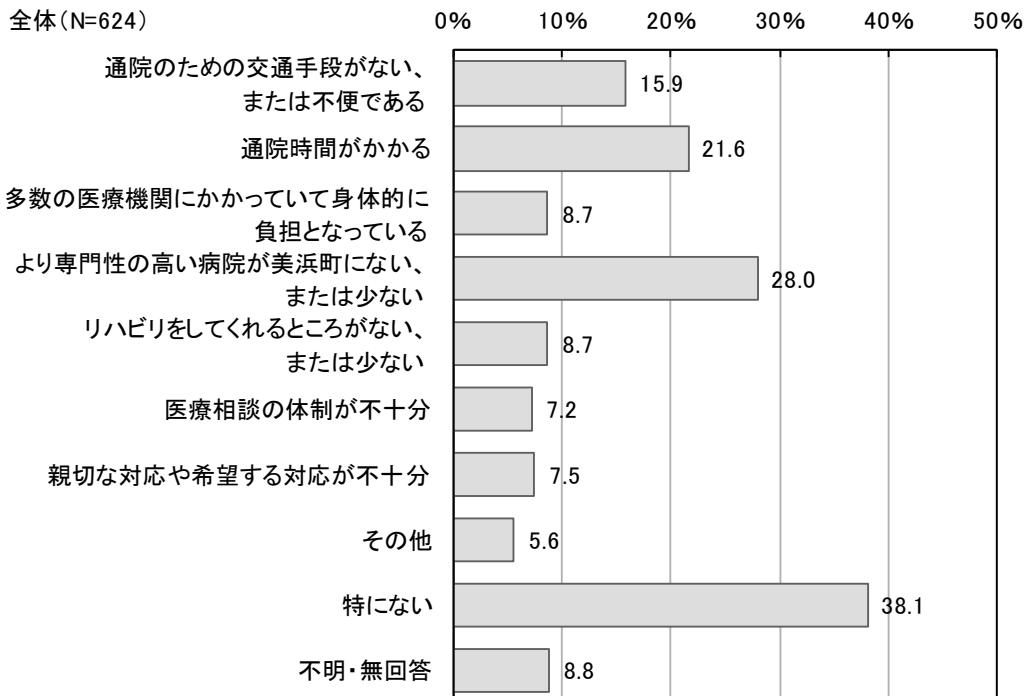
障害別では、知的障害者及び精神障害者では、『ある』が 20%を超えていきます。

※『ある』…「ある」と「少しある」を合わせたもの



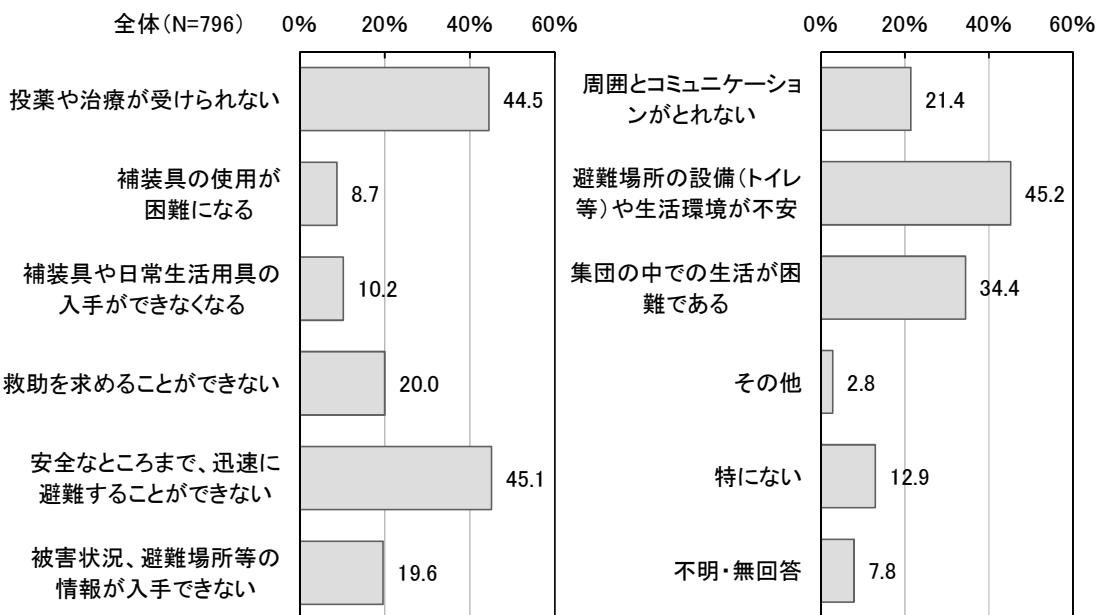
⑪ 通院時の困りごと

通院時の困りごとについて、「特にない」(38.1%)を除いて、「より専門性の高い病院が美浜町にない、または少ない」が 28.0%と最も高く、次いで「通院時間がかかる」が 21.6%、「通院のための交通手段がない、または不便である」が 15.9%となっています。



⑫ 災害時に困ること

災害時に困ることについて、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が45.2%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が45.1%、「投薬や治療が受けられない」が44.5%となっています。

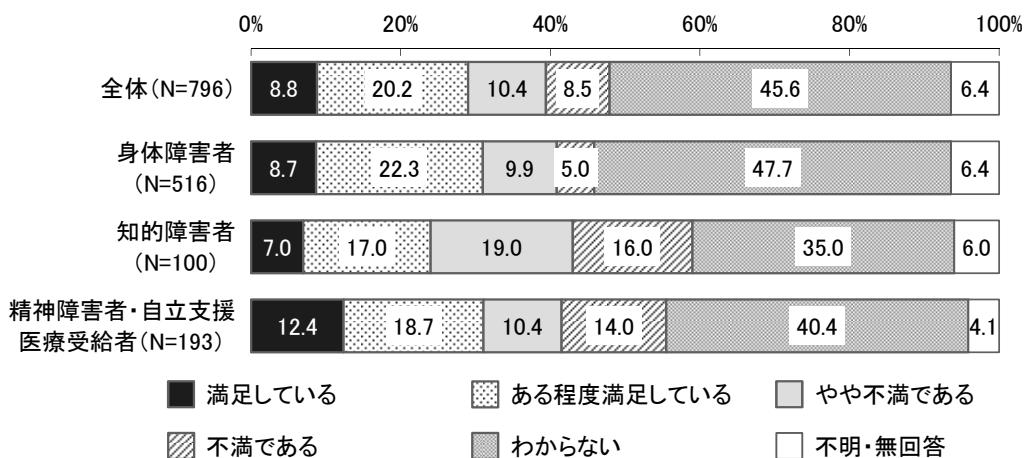


⑬ 美浜町における障害者施策の評価

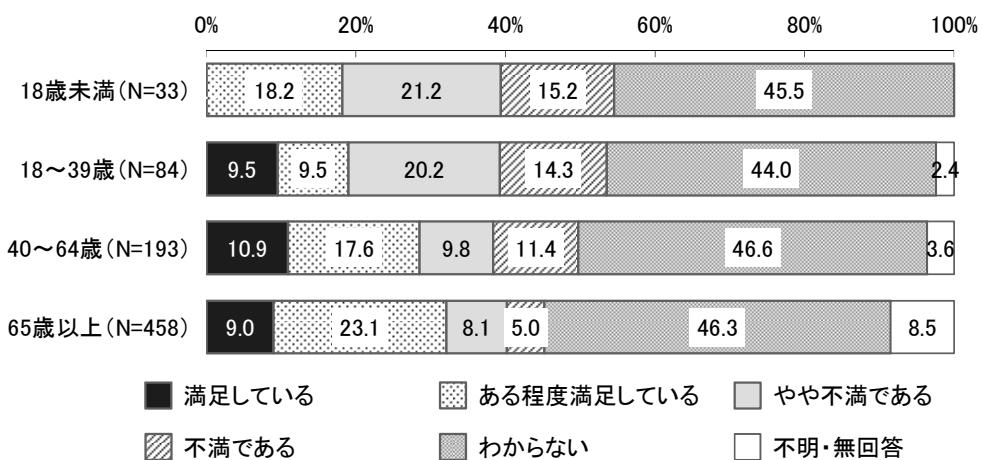
美浜町における障害者施策の評価について、全体で『満足している』が29.0%、『不満である』が18.9%、「わからない」が45.6%となっています。

障害別では、知的障害者で『不満である』が35.0%と、他と比べて高くなっています。

※『満足している』…『満足している』と『ある程度満足している』を合わせたもの
 『不満である』…『やや不満である』と『不満である』を合わせたもの

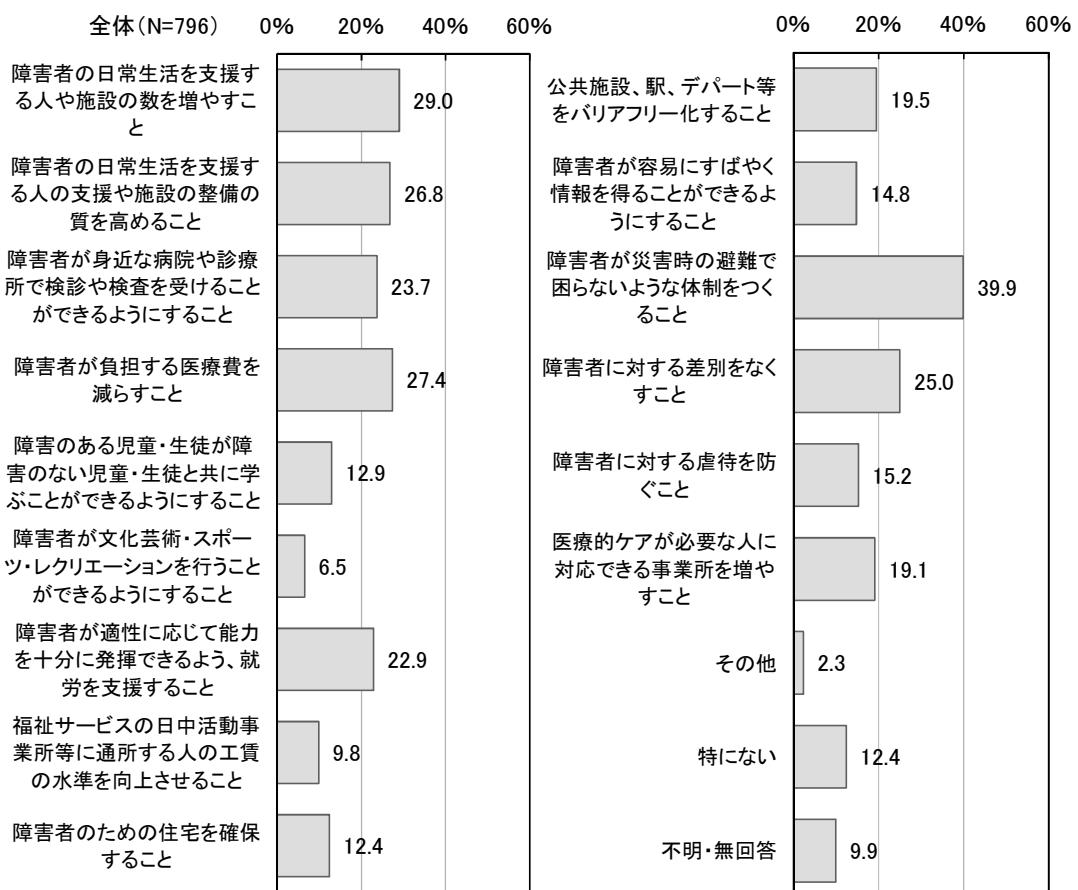


年齢別では、40歳以上で『満足している』が3割前後と高いものの、39歳以下では『不満である』が3割を超えています。



⑭ 今後特に力を入れるべき障害者施策

今後特に力を入れるべき障害者施策について、「障害者が災害時の避難で困らないような体制をつくること」が39.9%と最も高く、次いで「障害者の日常生活を支援する人や施設の数を増やすこと」が29.0%、「障害者が負担する医療費を減らすこと」が27.4%となって います。



3 団体・事業所へのヒアリングシート調査結果

(1) 障害者福祉に関する団体・事業所ヒアリングシート調査の概要

本調査は、「第3次美浜町障害者計画」等策定のための基礎資料とするとともに、障害福祉に携わる団体・事業所を取り巻く現状などを把握することを目的として実施しました。

■調査概要

	障害福祉に携わる団体	障害福祉に携わる事業所
調査対象	障害福祉に携わる団体：5団体	障害福祉に携わる事業所：7事業所
調査期間	平成29年8月17日～9月8日	
調査方法	郵送またはFAXによる配布・回収	
調査内容	1. 団体の組織の概要など 2. 障害福祉サービス等の提供について 3. 合理的配慮の普及・啓発について 4. 今後の障害者施策に求めるものについて	1. 貴事業所の概要や提供するサービスについて 2. 災害時に向けた取り組みについて 3. 合理的配慮の普及・啓発について 4. 今後の障害福祉施策に求めるものについて

(2) 障害福祉に関する団体・事業所ヒアリング調査の主な意見内容

①啓発・広報について

- 差別解消法についての広報と内容の周知が求められています。また、このような情報提供にあたっては、ホームページへの掲載だけでなく、幅広く理解浸透ができるよう工夫を求める声があります。
- 精神障害者への理解にあたっては、一般的に、他の障害に比べてその理解浸透が課題となっていますが、町内では、自立支援協議会や福祉事業所等が連携して啓発活動を行っている例があり、さらなる連携の拡大や啓発機会の充実が求められています。
- 福祉教育を充実することにより、子どもの頃から正しく障害や障害のある人への理解を促進していくことが求められています。また、行政、企業、団体等をはじめとして、大人への福祉教育の実施に取り組もうとする事業者もあります。
- 事業者においては、福祉教育によって、不足する福祉の人材を育成していきたいと望む声もあります。

②生活支援について

- 障害のある人の高齢化や、一人暮らしが増えてきており、生活支援施策の充実が求められています。中でも、ホームヘルプサービスの充実のほか、グループホームの整備、基幹相談支援センターなど相談支援体制の充実、日中の居場所の整備など、在宅と居住サービスに加えて、安心できる相談体制や活動の場づくりなどが求められています。
- 移動や買い物、ゴミ出しなど、日常的な生活支援を必要としている人も多いと考えられるため、地域包括ケアシステムや地域福祉の取り組みの中で、対応を図っていく必要性があげられています。

③生活環境について

- 役場等をはじめ、公共施設のより一層のバリアフリー化が求められています。
- コミュニティバスの増便やリフト車の増設などにより、移動しやすい環境の充実が求められています。
- 手話通訳や要約筆記、点字資料の整備など、情報のバリアフリー化が求められています。
- 災害時における福祉避難所の充実が求められています。

④雇用・就労について

- 就労支援サービスの充実が求められています。また、地域の企業や商工会などと連携しながら、障害のある人ができる仕事を創出してもらうなど、就業機会の拡充も必要とされています。また、一般就労を促進する中、事業主の理解を得る取り組みをより一層行っていくことが求められています。
- 就労支援サービスの対象に該当しない人に向けて、様々な場を活用した働く機会づくりの必要性があげられています。

⑤障害のある子どもの療育・教育について

- 肢体不自由の子どもをはじめとする療育の場の確保や、保育所での交流など、地域の子どもと一緒に育つ場の確保が求められています。
- 障害のある子どもへの理解を深めながら、学校での受入の拡充が求められています。
- 児童発達支援センターの設置や、児童クラブの充実、みみたっ子ひろばのような余暇支援の場づくりをはじめ、親同士の情報共有の場が求められています。

⑥保健・医療について

- 医療的ケアを必要とする子どもをもつ保護者の負担は大きく、休息できる支援の充実が求められています。
- 病院内でのコミュニケーションの充実が求められています。
- 医療ケア児のコーディネーターの設置や、健診後のフォロー、つなぎの支援体制が求められています。
- 医療、福祉のアウトリーチによる支援が求められています。

⑦スポーツ・文化芸術活動について

- 障害のある人が様々な活動に参加できるよう、補助の充実が求められています。
- 「ふれあい運動会」のような活動が町内で増えて欲しいという声があげられています。
- 高齢化により、活動への参加が難しい人がいる一方で、スポーツ大会や文化活動のコンテスト等で入賞されている人もみられ、活躍している状況もあることが伺えます。

⑧障害と障害のある人への理解について

- 障害のある子どもと地域住民とのふれあいの場の充実が求められています。
- 差別解消や虐待防止に向けた啓発を広く取り組んで欲しいという声があるとともに、頭で覚えるだけでなく、交流・ふれあいなどにより、体感する理解を進めて欲しいとの声があげられています。
- 災害時などにおける、避難所での障害のある人への理解が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

美浜町ではこれまで障害者計画や障害福祉計画において、障害のある人が障害のない人と同様に地域の中で生活し、活動できる社会・環境を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、障害のある人がライフステージの全てにわたって、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持ってより自分らしく過ごすことができるよう支援を図る「リハビリテーション」の考え方に基づき、「共に生き 共に支え合う やさしいまちづくり 美浜」を基本理念として掲げ、障害者施策の推進や障害福祉サービスの適切な提供を図ってきました。

障害者基本法においては、障害者権利条約の理念に即し、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した施策を推進していくという目的が示されています。

また、本町の福祉部門の上位計画である第1次地域福祉計画においては、美浜町に住み、学び、働くすべての人がいきいきと活躍し、共生を実現するまちを目指しています。

こうした理念や、障害のある人を取り巻く社会状況の変化、本町のこれまでの取り組みを踏まえ、本計画の推進にあたっての基本理念を次のように定めます。

**共に支え合い、いきいきと暮らせる、
だれもが輝く共生のまち 美浜**

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の浸透に引き続き努めるとともに、障害の有無にかかわらず、共に支え合い助け合いながら、地域とのかかわりの中で、誰もがその人らしくいきいきと輝き、暮らしていくことができる、共生のまちの実現を目指します。

2 計画の基本目標

(1) 一人ひとりを大切にするまちづくりの推進

障害のある人が、基本的人権を享有する個人として、社会や地域において正しい理解や適切な配慮が確保され、障害のある人もない人も互いに認め合いながら、一人ひとりが大切にされるまちづくりを進めることができます。

このため、障害のある人一人ひとりの人権や個性、意思を尊重し、自分らしくいきいきと日常生活を送ることができるよう、啓発・広報活動や福祉教育の推進をはじめ、相談活動の充実、障害者の権利擁護や合理的配慮の提供、虐待防止等に係る様々な施策を推進します。

(2) 健やかで自立した生活を支える支援体制づくり

障害のある人が、必要な支援を受けながら、身近な地域で暮らすことができる環境づくりが求められています。

そのため、障害のある人が希望する日常生活や社会生活を営むことができるよう、年齢や障害の特性に応じた適切な福祉サービス等を提供していくほか、保健・医療サービスの充実に努めます。

また、障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、就労の場の提供に取り組むとともに、地域において適切な療育や一人ひとりの特性と能力に応じた教育を推進することにより、療育から教育、就労へと、ライフステージをつなぐ長期的な視点での「途切れのない」支援に向けた体制づくりに努めます。

(3) 支え合い、安心していきいきと暮らせる共生社会の実現

障害のある人が、安心して地域生活を送ることができる環境づくりとともに、生涯学習、文化、スポーツ活動等、様々な活動について参加する機会が確保され、生きがいをもって暮らすことができる環境の充実が求められています。

このため、生活・移動環境のバリアフリー化や防災・防犯体制の充実に努めるほか、文化・スポーツや様々な交流活動などに参加できる機会や場の充実に努めます。

障害の有無に関わらず、地域で共に支え合って生活することができる地域共生社会の実現に向けた地域住民による主体的な活動を行うための仕組みづくりを行います。

3 施策の体系

基本目標	施策	取り組み
1 一人ひとりを大切にするまちづくりの推進	(1) 理解の促進	①啓発・広報活動の推進、差別の解消
		②福祉教育の推進
	(2) 相談支援・権利擁護	①相談支援体制の充実
		②コミュニケーションの支援と情報提供の充実
		③障害のある人の権利擁護、虐待の防止
2 健やかで自立した生活を支える支援体制づくり	(1) 生活支援	①障害福祉サービス等の充実
		②地域生活及び移動支援の充実
		③経済的な自立の支援、生活困窮対策
	(2) 保健・医療	①障害の予防と早期発見・早期治療
		②医療・リハビリテーションの充実
	(3) 雇用・就労	①障害のある人の雇用の促進
		②就業機会の拡充と就労支援
	(4) 障害児支援	①障害児支援の充実
		②障害児に対する療育・教育の充実
3 支え合い、安心していきいきと暮らせる共生社会の実現	(1) 生活環境	①バリアフリーの推進
		②防災・防犯対策の推進
	(2) 生涯学習	①文化芸術活動の推進
		②スポーツ・レクリエーション活動の推進
		③地域交流活動の促進
	(3) 地域福祉	①地域福祉活動の推進
		②ボランティア活動等の推進

第4章 施策の方向

1 一人ひとりを大切にするまちづくりの推進

(1) 理解の促進

【取り組みの方向】

障害のある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、障害の有無にかかわらず、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることが重要です。

そのため、障害や障害のある人に対する理解を深め、支え合う意識の醸成を図る広報・啓発活動を推進します。

また、日常生活や様々な活動の場で障害の有無にかかわらず、共に暮らしを支え合う関係を築くための福祉教育を推進します。

①啓発・広報活動の推進、差別の解消

【現状と課題】

本町では、障害や障害のある人についての正しい理解を広げるために、広報紙や町ホームページをはじめ、啓発用ポスター等各種の広報媒体を通じた幅広い広報活動や、「障害者週間」には積極的な啓発活動を実施しています。また、小中学校において、障害のある子どもたちが楽しく交流できる特別支援学級交流会を定期的に開催し、子どもたちの理解を促進しているほか、知多南部地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という）においては、障害のある子どもの余暇活動と地域でのふれあいを促進する「みみたっ子ひろば」を開催するなど、町内の様々な場で障害のある人への理解を深めるための取り組みが行われています。

障害者福祉に関するアンケート調査によると、障害や病気があることで差別や嫌な思いをしたことがあると答えた人は38.0%であり、中でも知的障害や精神障害のある人は、6割から7割がこのような差別経験があると回答しています。

本計画を地域全体で取り組んでいくためには、障害自体や障害のある人が抱える様々な問題への正しい理解が必要であり、今後もより積極的に啓発活動を推進し続けていくことが重要です。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	障害や障害のある人を理解するための啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が障害のある人についての理解を深め、障害のある人に対する障壁を取り除くことができるよう、効果的、継続的な啓発活動の充実に努めます。 ○より一層の理解が必要とされる知的障害、精神障害、発達障害、難病等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。 ○自立支援協議会が実施する出前講座をはじめ、ボランティア団体等が行う啓発事業や、障害のある当事者やその家族等が主体的に取り組んでいるサロン、交流会等の活動を支援するとともに、積極的な情報提供を行います。
2	広報紙等による啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やリーフレット等を活用し、住民が関心をもつような地域福祉情報等の内容を充実させ、読みやすく、親しみのある広報媒体づくりに努めます。また、町のホームページ等のインターネット上のメディアも積極的に活用しています。
3	「障害者週間」等に伴う啓発事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者週間（12月3日～12月9日）」や「人権週間（12月4日～12月10日）」、毎年9月の「障害者雇用支援月間」など、特に障害者福祉等に人々が関心をもちやすい時期を活用し、町、美浜町社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という）、自立支援協議会、各種障害者団体等が連携して、住民全体の相互理解推進のための啓発事業に努めます。
4	差別解消のための取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法の趣旨や目的、法に基づく取り組み、事業者に求められる対応等について、周知・啓発に努めます。 ○障害を理由とする差別の解消に向けた町の対応要領に基づく取り組みを推進するとともに、研修等を通じて町職員一人ひとりの障害のある人への理解を深め、意識を高めていきます。 ○自立支援協議会による障害者差別解消法の理解を深めるための研修会を継続して開催します。
5	交流の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の有無や種別、程度に関わりなく、集い、交流し、理解を深めることができる各種イベントを開催します。

②福祉教育の推進

【現状と課題】

本町では、障害に対する理解を促進するとともに、障害のある人の人権尊重のために、幼児教育や学校教育の中で福祉教育を推進しています。具体的には、知多南部3町（南知多町、武豊町、美浜町）で福祉教育ハンドブックや福祉教育関係講師向けガイドを作成するとともに、社会福祉協議会において、児童生徒を対象とする福祉実践教室やボランティアの体験学習等を行っています。子どもの頃から障害のある人とともに行動する、生活することを普通のこととして認識することが大変重要であるため、今後も継続的な取り組みが必要です。

また、子どもだけでなく、すべての住民を対象に、障害の体験学習等を通じて理解を深める福祉教育の実施や、学校・園においては福祉教育研修を開催し、教職員の指導力の向上を図るなど、様々な機会を捉えた福祉教育の推進に取り組んでいます。今後とも「心のバリアフリー」の推進に向けて、多様な教育・学習機会を充実していくことが必要です。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	福祉教育事業の推進	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会が町内すべての小中学校において、福祉教育ハンドブックを活用した学習や、福祉実践教室（福祉映画の鑑賞、講義、車いす体験、手話・点字体験など）等を行っており、児童生徒に対して社会福祉を実践的に学ぶ機会の充実を図ります。○自立支援協議会、教育委員会及び社会福祉協議会が連携して実施する福祉教育学習会を継続して開催します。
2	障害のある人への理解を促進するための交流教育の充実	<ul style="list-style-type: none">○障害のある子どもの社会経験を豊かにするために、障害のある子どもと小中学校の児童生徒や地域社会の人々が活動をともにし、ふれあう機会を設ける等、交流教育の充実を図ります。
3	教職員に対する福祉教育研修の充実	<ul style="list-style-type: none">○教職員に対する福祉教育研修をさらに充実させ、障害のある子どもに対する指導力の向上、学習指導の改善、充実を図ります。
4	生涯学習における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none">○障害者福祉に対する住民の関心を高めるため、すべての方が気軽に参加できるような生涯学習の各種教室・講演会等を通じて、障害者理解を促進します。○福祉教育を幅広く推進するため、地域の人材による講師の養成に努めます。

(2) 相談支援・権利擁護

【取り組みの方向】

障害の種別や年齢を問わず、本人や家族に対する一次的窓口機能、保健・医療・福祉その他全般にわたるサービスのコーディネート、専門的な機関への紹介等の機能を備えた相談体制の充実を図るとともに、必要な人に必要な情報や支援が届くよう、多様な媒体・手段を活用した支援制度・サービス等の情報提供を充実していきます。

また、障害のある人が障害によって権利の侵害や不利益を被ることがないよう、引き続き、権利擁護の取り組みの充実を図るとともに、虐待の防止と早期発見・早期対応を推進します。

①相談支援体制の充実

【現状と課題】

障害のある人は、将来の生活、災害時や病気・事故等の際の支援、就労や経済的状況等、様々なことに対して不安を抱えています。また、障害福祉サービスの利用についての相談の需要は常に存在しています。

障害者福祉に関するアンケート調査において、地域で生活するために必要な支援を尋ねたところ、「相談対応等の充実」が 29.7%と、経済的支援や住まいの確保に次ぐ高い回答となっています。

本町では、障害のある人及びその家族の日常生活における悩みや障害福祉サービスの利用に関する各種相談事業を、知多南部相談支援センターへ委託し実施しています。また、町内には障害福祉サービスの利用等に係る相談支援事業所が立地しています。

今後、障害のある人の地域での暮らしを支える重要な基盤整備として、町内外の相談支援事業所や役場窓口等も含めたネットワーク化の充実を図るとともに、様々な障害種別・特性に対応し、専門的、総合的な相談支援を提供する体制を構築していくことが求められています。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	地域における相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人やその家族にとって、地域での身近な相談窓口が重要な役割を果たします。このため、知多南部相談支援センターをはじめ、町内における相談支援事業所、役場窓口等、それぞれの相談支援機能の充実・強化を図ります。 ○相談支援事業所間のネットワーク化を図り、緊密な連携のもとで迅速かつ的確に問題解決等が行われる相談支援を推進するとともに、保健・医療・福祉・就労・教育等、多分野にわたる相談・支援に対応できるよう、庁内関係課、関係機関の連携を強化します。 ○困難ケースや地域に共通する課題について、自立支援協議会において検討し、効果的な支援のための連携や、解決に向けての取り組み方策に活かします。 ○様々な相談や手続きへの対応をはじめ、専門的指導・助言、人材育成、関係機関・相談機関との連携強化など、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るため、基幹型の総合相談窓口の設置に向けて、広域的な検討を図ります。 ○身近な地域の相談者として、民生委員・児童委員をはじめ、障害当事者によるピアカウンセリングなどの活動を支援します。
2	専門的な相談業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○中央児童・障害者相談センターや知多児童・障害者相談センター、保健所等関係機関と連携を図る中で、障害のある人に応じ、その更生援護について助言、指導の体制整備の充実を図ります。
3	健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人が健康な状態で在宅生活を送ることができるよう、障害のある人や介護者に対して、健康管理方法等の指導や健康相談の充実を図るとともに、妊産婦、新生児、生活習慣病、精神保健、難病等、各種の健康相談を関係機関と連携を図ります。

②コミュニケーションの支援と情報提供の充実

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や様々な生活に関する情報を必要な時に入手できることが重要です。

特に、視覚障害や聴覚障害のある人は情報取得やコミュニケーションの支援が必要です。

本町では、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業の実施や、こうした事業を支える人材の育成を図っており、今後とも障害のある人が、円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、支援の充実に努めていく必要があります。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	多様な手段による情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">○各種サービス情報など保健、医療、福祉にかかる様々な情報資料について、障害の有無に関わらず、住民の誰もが入手できるように支援を図ります。○インターネット等を活用した利用しやすい情報提供を進めます。また、インターネットを活用できない人にも、支援等に関する情報が必要とする人に確実に届くよう、各種相談窓口や相談支援員等との連携・情報共有を進めるとともに、障害のある人の支援に関わる団体・機関への情報提供を進めます。○図書館において、録音図書や点字資料、大活字本等の充実を図るほか、発達障害児向けのＬＬブック等の導入を進めます。
2	コミュニケーション手段の充実	<ul style="list-style-type: none">○聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を実施します。○障害のある人の社会参加を促進するため、社会福祉協議会と連携し、手話通訳者、要約筆記者等、意思疎通支援者の養成に努めるとともに、養成講座への参加を促進します。

③障害のある人の権利擁護、虐待の防止

【現状と課題】

障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援や障害者虐待防止法の適切な運用など、障害のある人の権利擁護のための取り組みを進めていくことが重要です。

本町では、知多地域 5 市 5 町共同で委託している知多地域成年後見センターで成年後見制度利用支援事業を実施しており、利用件数は増加傾向にあります。今後とも事業の周知を図るとともに、利用ニーズに対応していくため、量的・質的な対応力の向上や関係機関・団体との連携、相談窓口としての機能の充実が求められています。

また、平成 28 年度から、自立支援協議会において、南知多町、武豊町、美浜町 3 町合同による障害者差別解消・虐待防止支援地域協議会が設置され、様々な差別に関する相談等についての情報を共有するとともに、虐待防止に対する支援等を行っています。今後、障害のある人の権利・利益の擁護に資する取り組みを効果的かつ円滑に進めるネットワークとして、機能を充実させていく必要があります。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">○判断能力が十分でない障害のある人が、財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、知多地域成年後見センターと連携しながら、成年後見制度等の周知と利用支援を進めます。○成年後見制度利用促進法を踏まえた計画を広域で策定し、制度の利用を促進します。
2	虐待防止のための取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人への虐待の防止や早期発見に向け、住民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、住民等から通報があった場合には、関係機関と連携し、迅速な対応に努めます。○障害のある人への差別解消や虐待防止に向け、障害者差別解消・虐待防止支援地域協議会において、事例検討や研修、情報発信等の取り組みを推進します。○自立支援協議会による障害のある人への虐待の防止に向けた勉強会を継続して開催します。

2 健やかで自立した生活を支える支援体制づくり

(1) 生活支援

【取り組みの方向】

障害のある人の日々の生活を支える障害福祉サービスや地域生活支援事業の質の向上と量の確保に努めます。また、地域生活への移行に向けた支援の推進や、制度改正の動向を踏まえた新しいサービスの円滑な提供等に努め、障害のある人の自己決定に基づく地域生活を支援します。

また、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいの場の確保と、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などへの参加のための移動を支援します。

①障害福祉サービス等の充実

【現状と課題】

日常生活において支援が必要な障害のある人に対して、障害者総合支援法に基づき、居宅介護をはじめとした障害福祉サービスの提供や、地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業を行っています。

今後とも障害のある人が住み慣れた地域で自立し、自分らしい生活を継続していくよう、一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供をはじめ、適切なサービス提供体制の確保とサービス提供事業者の質の向上を図り、持続可能な制度の構築に努めていくことが求められます。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	障害福祉サービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人の住み慣れた地域での生活や社会参加、日中活動を支援するため、当事者の自己選択・自己決定を尊重しながら、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の充実を図ります。○サービス提供事業者と連携し、町内で不足しているサービスや利用者のニーズの把握を継続的に行い、新規参入の促進など、サービス提供体制の確保と適切な運営に努めます。
2	人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none">○障害福祉サービスの担い手となる支援人材の確保と資質の向上について、町内事業者や国・県、公共職業安定所、学校等の関係機関と連携して取り組みます。
3	サービス利用に関する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○障害福祉サービスを利用するすべての人が、障害の状態や生活のニーズに応じた適切なサービス利用計画を作成するためのケアマネジメントを受けることができるよう、障害福祉サービス事業所と連携して相談支援専門員の養成・確保と、相談支援の質の向上に取り組みます。

②地域生活及び移動支援の充実

【現状と課題】

入所・入院からの地域生活への移行をはじめ、障害のある人の保護者の高齢化や「親亡き後」の生活を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる環境の充実が求められます。本町では、地域生活支援拠点等の整備に向け、平成29年度より「美浜町安心生活支援事業」として、複数のサービス提供事業者による面的な体制整備に取り組んでおり、今後とも必要な機能の充実・強化が必要となっています。

また、地域で暮らしていくための基盤として、グループホームの整備が求められており、利用ニーズの動向を把握しながら整備を促進していくことが必要です。

さらに、障害のある人が自立した日常生活を営む上で必要な外出や社会参加を促進するため、障害特性や利用ニーズに応じた移動・外出支援の充実が求められています。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	地域生活支援拠点の整備・充実	<ul style="list-style-type: none">○入所・入院から地域生活への移行に向けた継続的な支援の充実に取り組みます。○障害のある人の地域生活を総合的に支援する地域生活支援拠点について、各サービス提供事業者の連携による面的な整備を進めながら、緊急一時的な宿泊や体験宿泊をはじめ、専門的人材の確保・養成、サービスの総合調整を図るコーディネーターの設置など、必要な機能の充実を図り、安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組みます。
2	住まいの場の確保	<ul style="list-style-type: none">○グループホームについて、各種団体・機関と連携し、施設の整備を促進するとともに、情報提供により、利用の促進を図ります。
3	移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○町内巡回バス「行ってきバス」のダイヤや路線の改編・拡充など、障害のある人にとって利用しやすい公共交通機関としての整備について検討を進めます。○盲人用信号機の増設や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等、交通安全施設の整備充実を促進するとともに、歩行者空間への放置自転車や違法駐車をなくす等、住民のモラル向上に努めます。また、公共交通機関等については、関係機関等に対して積極的に理解と協力を求め、整備の充実を働きかけます。○障害のある人の移動を支援するため、福祉タクシー、バス料金助成等のサービスの周知を図り、利用を促進します。また、障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加への支援を行うため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費の助成、旅客鉄道及び有料道路割引等について、広報紙等による啓発活動の充実に努めます。

③経済的な自立の支援、生活困窮対策

【現状と課題】

障害のある人の生活を経済的に支援する制度として、特別障害者手当、障害基礎年金の支給や扶養共済制度等、国や県の制度を含めて様々な支援制度を行っています。また、平成27年から開始された生活困窮者自立支援制度に基づき、生活に困難を抱えている人の相談や生活支援を進めています。

障害者福祉に関するアンケート調査においても、地域で生活するために必要な支援として「経済的な負担の軽減」が最も高い回答となっているなど、障害の種類を問わず、生活安定のための経済的支援が望まれています。

これらの制度の利用を促進するため、障害者手帳の交付時の説明を充実するなど、各種支援制度の一層の周知を図っていくことが必要です。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	手帳取得啓発の充実	○各種広報紙や身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等を通じて、手帳非所持者に啓発を図ります。 また、手帳交付時に各種経済的支援制度についての説明を充実し、問い合わせ等にきめ細かに対応できる体制の整備に努めます。
2	経済的支援制度の充実	○障害基礎年金を可能な限り受けられるように、国民年金の加入や支払いについて、各課各係と連携し啓発、促進に努めます。また、各種制度について、広報紙に掲載して啓発するとともに、制度の充実を図り、利用しやすい制度を目指します。
3	総合的な生活困窮対策の推進	○生活困窮者の相談窓口の設置を図り、生活困窮対策に関するニーズの把握に努めるとともに、生活困窮者への経済的な助成や就労・学習の支援等を行います。

(2) 保健・医療

【取り組みの方向】

障害やその原因の一つとなる疾病を予防し、健康を維持するとともに、障害を早期に発見し、適切な医療、療育等の各種事業につなげるための取り組みを推進します。

また、障害を有する状態になっても、各ライフステージを通じて安心して生活できるよう、必要な時期に必要な保健・医療・福祉サービスが受けられる体制づくりに取り組むとともに、サービスが円滑に提供されるよう、関係機関の連携体制の強化を図ります。

①障害の予防と早期発見・早期治療

【現状と課題】

本町では、障害の予防と早期発見に向けて、母子保健サービスに関する啓発、妊娠婦・乳幼児に関する各種保健指導及び相談・訪問等を実施しています。

乳幼児のための健康診査は、発育・発達等の異常を早期に発見し、適切な支援を行うもので、乳幼児の健康を保持増進するうえで重要です。現在、乳児（3～4か月児）健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しており、また、医療機関に委託して1歳未満の乳児を対象とした乳児健康診査も行っています。乳幼児健康診査の受診率はほぼ100%であり、支援が必要な乳幼児に対する早期の対応が可能となっており、今後とも、関係機関との連携によるきめ細やかな療育体制を充実させていく必要があります。

また、障害の主要な発生原因の一つである生活習慣病を早期に発見するため、各種健診が重要な役割を果たしています。しかし、健診を受けるだけでなく、一人ひとりが自身の健康についての意識を高めるよう、啓発していくことが重要です。

住民に対して自身の健康管理に対する意識啓発を推進するとともに、各種健診の受診をより一層促進していく必要があります。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	母子保健事業の推進	<ul style="list-style-type: none">○障害の原因となる疾病的予防や、発達障害を含む障害を早期に発見するため、乳幼児健康診査の充実を図ります。○支援が必要とされる子どもやその保護者に対して、保健師による育児相談や、心理士による心理相談を充実とともに、関係機関との連携を密にし、早期療育体制の整備を図ります。○母子健康手帳の交付を通じて母子の健康状態を確認とともに、健康づくりに向けた情報提供を図ります。また、母親教室等の健康教育や育児の不安に応えるための育児相談・訪問指導を実施し、妊娠期から子育て期にかかるまでの、一貫した支援体制を充実します。

No.	主な取り組み	内 容
2	健康教育・健康相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健診・訪問指導・健康教育等を、関係各機関や関係各課との連携のもと、障害のある人や高齢者のライフステージに応じ実施していきます。特に、生活習慣病の予防等のための健康教育・健康相談等の体制の充実を図ります。 ○住民一人ひとりが健康に関心をもち、生きがいや楽しみをもちながら、安心して生活を送ることができるよう、地域における健康づくり活動の促進や、広報紙、パンフレット等による情報提供を図ります。

②医療・リハビリテーションの充実

【現状と課題】

障害のある人にとっては、医療機関等への通院による定期的な健康チェックや治療が不可欠です。また、身体の機能回復等を図るリハビリテーションも有効です。

しかしながら、医療機関が遠方にあり通院が困難である、専門的なリハビリ治療を行ってくれる病院が近くにない等の問題があり、専門的施設の整備等がいまなお課題として残っており、地域における医療・リハビリテーション体制の充実が求められています。

また、精神障害者の地域生活への移行と社会参加の促進に向けては、より一層の支援体制の充実と地域社会における理解の促進が求められます。難病患者の支援に向けては、県や専門機関をはじめ、医療・福祉・教育・就労等の他分野の連携による円滑な支援体制づくりが必要です。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	医療・リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害を軽減し障害のある人の自立を促進するため、障害のある人が適切な医療・リハビリテーションを安心して受けられるよう、保健・医療・福祉の連携による整備体制づくりを推進します。 ○障害のある人の医療を経済的に支援する各種補助制度について、内容を充実するとともに、事務処理や給付システムの合理化等による体制の充実を図ります。
2	精神保健福祉施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害についての正しい知識の普及に努め、精神障害のある人の円滑な社会復帰を支援します。 ○精神疾患の早期発見・早期治療につなげるため、専門医療機関等と連携し、精神保健福祉相談を実施するとともに、利用しやすい体制づくりに取り組みます。
3	難病患者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス等の対象に難病の疾病が含まれることや、新たに対象となった疾病等について、情報提供に努め、制度の周知を図ります。 ○県や専門機関等と連携し、適切なサービスが受けられるよう支援します。

(3) 雇用・就労

【取り組みの方向】

障害のある人が働く意欲をもち、一人ひとりに合った働きができるよう、多様な就労の場を確保するとともに、継続的な就労を支援する相談体制の強化に取り組みます。

また、民間企業に対しては障害者雇用の啓発を行うとともに、障害者雇用に関する事業の周知を図り、雇用の拡大と就労の場の確保を推進します。

①障害のある人の雇用の促進

【現状と課題】

平成25年に改正された障害者雇用促進法では、雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止や職場で働くにあたっての支障を改善するための措置のほか、精神障害のある人の雇用の義務化が規定されています。

今後、障害のある人の職業的自立を一層推進していくためには、公共職業安定所や障害者職業センター等との連携を図りながら、雇用の促進や職業訓練の場の充実を図る必要があります。

障害のある人の雇用機会を拡充するため、公共職業安定所との連携を強化するとともに、企業や事業主の理解と協力を得るため、広報活動の充実に努める必要があります。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	雇用機会の確保	○障害のある人の雇用機会の拡充を図るため、企業等への障害者雇用に関する啓発を推進するとともに、障害者雇用に関する助成制度の周知・活用を促進し、雇用条件の整備に向けた支援に努めます。
2	相談・支援体制の充実	○障害のある人に対する就職相談、職業紹介、職業訓練等の支援を推進するため、公共職業安定所、障害者職業センターをはじめとする関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。 ○ジョブコーチや職親制度などの周知を行い、利用の促進を図るとともに、継続的な就労・定着の支援を推進します。

②就業機会の拡充と就労支援

【現状と課題】

障害のある人の働く場を確保するため、障害者総合支援法に基づき、就労移行支援、就労継続支援等の就労系サービスの提供を行っています。しかし、現状では町内に就労系サービスの提供事業所がなく、広域での対応となっているため、障害のある人の就労ニーズの高まりを踏まえ、事業所の参入促進や相談支援体制の充実が求められます。

また、福祉的就労については、施設の運営の安定や利用者の工賃水準の向上が課題となっています。本町では、障害者優先調達法に基づく調達方針を定め、障害者就労施設からの受注機会の拡大を図っており、今後とも、制度の周知や受注拡大に向けた取り組みの促進が求められます。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	多様な就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none">○就労移行支援事業を必要とする方に支援が行き届くよう、事業の周知と事業所の参入促進を図ります。○一般就労が困難な障害のある人に対して、働く機会の提供や就労に必要な支援を行うため、就労継続支援などの周知と事業所の参入促進を図り、受け入れ体制の確保に努めます。
2	福祉的就労に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○障害者就労施設に対する役場等からの優先調達やその他の支援を、その公平性・公正性に留意しながら拡大し、一般就労が困難な障害のある人の働く場の拡大と所得の向上を図ります。

(4) 障害児支援

【取り組みの方向】

障害のある子どもが健やかに成長し、社会参加への可能性をより広げていくことができるよう、関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで、一人ひとりに応じた切れ目のない支援を行う体制の整備を進めます。

また、障害の重度化や重複化、多様化に対応した療育・発達支援の充実や特別支援教育の充実に取り組みます。さらに、特別支援学校等とも連携して療育・保育・教育体制を強化するなど、子どもたちの将来を見据えた教育・療育の取り組みを推進します。

①障害児支援の充実

【現状と課題】

障害のある子どもの発達を支援する観点から、本人やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供や相談等の支援を行うことが求められています。

本町では、児童福祉法に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児支援サービスの提供を進めており、今後とも適切なサービス提供のための体制整備に取り組んでいくことが必要です。また、専門的、継続的な相談支援体制の充実を図るとともに、医療機関、保育所・幼稚園等の関係機関との連携を強化していく必要があります。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	障害児通所支援等の充実	○障害のある子どもとその家族が適切な支援を受けられるよう、児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援の充実を図ります。 ○重度の障害のある子どもに対する支援の充実を図ります。
2	障害児相談支援の充実	○すべての通所支援利用者が、障害児相談支援による適切なケアマネジメントが受けられる体制の整備を進めます。 ○地域の中核的な療育支援施設となる児童発達支援センターの設置に向けて、広域的な検討を進めます。
3	医療的ケアの充実	○医療的ケアを必要とする障害のある子どもが必要な支援を受けられ、家族の負担が軽減されるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と質の向上、関係機関の連携体制の確立を図ります。

②障害児に対する療育・教育の充実

【現状と課題】

障害のある子どもの発達には、早期からの適切な療育・保育が必要となります。

本町では、保育所・幼稚園において、障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境の整備を図り、一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。引き続き、専門性の向上や保育内容の充実を図り、障害のある子どもを受け入れられる体制の充実を図る必要があります。

特別支援教育を必要とする児童生徒に対する教育や就学指導においては、一人ひとりの障害の状態と能力に応じたきめ細かな指導や合理的な配慮が求められるとともに、教員の資質の向上がこれまで以上に求められます。

また、南知多町、武豊町、美浜町の関係機関が連携し、生後から就労までの一貫した個別支援計画である「み・み・たのサポート・ファイル」を作成しており、この活用を通じて支援者の情報共有を図りながら、障害のある子どもの生育に適切な環境づくりに努めています。

国においてはインクルーシブ教育の理念に基づき、すべての子どもに最も適した教育・指導を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されています。こうした国の動向を踏まえながら、特別支援教育のあり方について検討していく必要があります。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	保育・教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none">○障害のある子どもが身近な地域で保育・教育を受けられるよう、学校や保育所・幼稚園等におけるバリアフリー化の推進や、必要な教育設備の充実に努めます。○障害のある子どもの個別の支援計画である「み・み・たのサポート・ファイル」の周知とさらなる活用を促進し、関係機関が連携しながら、子どもの健やかな成長と子育て環境の充実を図ります。
2	統合保育の推進	<ul style="list-style-type: none">○障害のある園児と障害のない園児が、同一の場で遊びや生活をともにする統合保育の充実を図ることにより、障害のない園児の障害のある園児に対する理解を促すとともに、障害のある園児の心身の発達を促します。○障害のある子どもへの保育に関する研修を行い、保育士の専門性の向上や保育内容の充実を図ります。
3	学校教育における内容の充実	<ul style="list-style-type: none">○教員が障害に関する正しい知識をもち、理解を深めることを通じて、個々の教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容、教材等の工夫を図ができるよう、研修の充実を図るとともに、個別の指導計画・教育支援計画の充実と情報共有の仕組みづくりを進めます。○障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り、共に学ぶための環境の整備を目指します。

No.	主な取り組み	内 容
4	就学指導体制の充実	○障害のある子どもの就学については、障害のある子ども自身の将来の自立に向け、本人の個性や能力を十分に伸ばすことができるることを第一に考え、本人や保護者と話し合いながら適切な就学を図るよう指導体制の充実に努めます。
5	交流教育の推進	○障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を深めるため、また、障害のある子どもの社会性を養い、経験を深めるため、交流教育を推進します。

3 支え合い、安心していきいきと暮らせる 共生社会の実現

(1) 生活環境

【取り組みの方向】

障害のある人をはじめ、あらゆる人々が安全で快適に暮らすことができるよう、段差や階段などのバリアフリー化の推進や住環境の整備などの取り組みの充実を図ります。また、地域の関係機関・団体との連携のもと、地域をあげた防災・防犯対策の充実などに取り組みます。

①バリアフリーの推進

【現状と課題】

障害のある人が地域で自立した生活を送るためにには、生活の基盤である居住環境、生活環境の整備も重要です。

住宅や施設のバリアフリー化は障害のある人のみならず高齢者にとっても有効であり、関連した情報の提供や相談体制について整備することが必要です。

また、障害のある人の外出の際の交通手段の整備のみならず、安全に歩ける道路や緑の中で一息付ける公園等を整備することは、障害のある人の心身をリフレッシュさせ、心に潤いを与えるのに役立ちます。

本町では、バリアフリー法や愛知県人にやさしいまちづくり条例などの関係法令等に基づき、公共施設や鉄道駅周辺等のバリアフリー化や点字ブロックの設置等の整備に取り組んでいますが、安全で快適な歩行者空間はまだ不足しており、主要道路の整備による歩道の幅員の確保等、道路整備の充実が望まれています。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	施設等のバリアフリー化の推進	○町の施設を新設・改修を行う場合には、バリアフリー法や愛知県人にやさしいまちづくり条例の整備基準に適合するよう整備します。また、運動公園等、都市公園の整備にあたっては、国のガイドラインに基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した整備を図ります。 ○主要道路の段差の解消、点字ブロックの敷設などの整備を積極的に推進します。

②防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

火災や震災等の自然災害が発生した場合や、犯罪被害等にあった場合、障害のある人が自身の安全を確保するためには様々な困難が伴います。障害のある人の避難・救済が漏れなく速やかに行われるよう、地域における防災・防犯体制の確立が重要です。

本町では、災害を予防し、また、災害に迅速に対処するため、「地域防災計画」を策定しています。地域防災計画では、住民を災害から守り、災害を最小限に食い止めるための予防計画、災害時の応急対策、復旧対策、東海地震の警戒宣言発令時等に伴う緊急対策等を定めています。

また、平成25年に改正された災害対策基本法では、高齢者や障害のある人などの災害時の避難に特に支援を要する人の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成することが義務となっています。本町では、災害時の避難行動要支援者登録台帳の整備を進めており、この早期作成と普及に努めるとともに、避難支援への活用など支援体制の充実を図ることが必要となっています。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○災害危険地域の調査を実施し、危険箇所の解消を図り、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりに努めます。○障害のある人がより安全で確実な予防、応急、復旧対策が推進できるよう、調査、研究を踏まえて「地域防災計画」の随時見直しを図ります。○災害の予知及び災害時に迅速に対応できるよう防災関係機関との連携を密にし、障害のある人が安心して生活できるように、メールサービスや町ホームページ、ファックスの活用、その他の通信手段の研究・活用を進め、情報伝達手段の重層化に努めます。
2	災害・緊急時の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○災害時の避難行動要支援者登録台帳の作成を進めるとともに、災害発生時に障害のある人の優先的な避難や誘導が行えるような体制の整備を図ります。また、いかなる時に災害が発生しても支援者が確保できるよう、要支援者それぞれの個別計画の作成を進めます。○自主防災組織連絡協議会と連携し、障害のある人が参加できるよう防災訓練等を見直すとともに、各種訓練内容の充実を図り、基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう指導を行い、自主防災組織の強化、自主防災体制の確立に努めます。
3	防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○犯罪を未然に防ぐため、警察や民生委員・児童委員、自治会等の関係機関、団体等と連携し、防犯パトロールなど地域における見守り活動を推進します。○悪徳商法に関する情報周知や街頭での啓発活動を行い、障害により判断力が不十分な方等の消費者被害の防止や減少に努めます。

(2) 生涯学習

【取り組みの方向】

障害のある人が、円滑に文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション、交流活動等を行えるよう環境を整備していくことは、社会参加という視点だけでなく、健康づくりや交流の輪をひろげるなど生活を豊かにするうえでも重要です。

障害のある人が、個々の適性に応じて文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加でき、様々なふれあい、交流活動が行えるよう支援を充実します。

①文化芸術活動の推進

【現状と課題】

障害のある人の文化芸術活動を推進するため、美浜町文化祭・芸能祭や展示ギャラリー等の場において、活動や発表の機会の提供に努めています。引き続き、障害のある人が文化芸術活動に気軽に参加できる機会や場の充実が必要となっています。

また、活動を支援する指導者やボランティア等の確保・育成が求められます。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	文化芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人や障害者団体の自主的、主体的な文化活動の支援の方法について検討するとともに、活動や発表の場の提供に努めます。○講演会や文化芸術活動において、手話通訳や要約筆記等のボランティアを派遣し、参加しやすい環境づくりに努めます。○芸術鑑賞等の開催場所や活動場所におけるバリアフリーを推進します。

②スポーツ・レクリエーション活動の推進

【現状と課題】

障害のある人がスポーツを通じて、体力の維持・向上を図るとともに、お互いの交流や親睦を深めるため、スポーツ大会等への参加の促進等を行っているほか、社会福祉協議会において、毎年度「障害児者ふれあい運動会」が開催しています。引き続き、身近な地域で気軽に参加できる活動機会の提供や場づくりを進めることができます。

また、活動を支援する指導者やボランティア等の確保・育成が求められます。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	スポーツ・レクリエーション活動の支援	<ul style="list-style-type: none">○町で実施しているスポーツ大会やイベント等の機会の活用や、日本福祉大学との連携等により、障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会の創出を検討します。○スポーツ活動の振興を図るため、指導者の確保やボランティアの育成など、必要な援助体制整備に努めます。○障害のある人のスポーツに対するニーズに対応するため、既存の施設について、利用しやすくなるよう施設、整備の改善を図り、また、新規のスポーツ施設等の建設にあたっては、障害者利用に配慮した整備に努めます。

③地域交流活動の促進

【現状と課題】

地域における様々な活動においては、日頃から障害のある人と地域住民との交流の機会をもつことにより、相互理解を深めていくことが重要になります。

引き続き、障害のある人の社会参加を促進していくため、地域に対して幅広く互いの交流と参加を呼びかけていくことが必要です。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	交流・ふれあいの場づくり	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人やその家族と、地域住民とのふれあいの機会づくりを支援します。○障害のある人やその家族に対し、イベントや地域活動等の情報提供を行い、参加を促進します。○障害のある人のスポーツに対するニーズに対応するため、既存の施設について、利用しやすくなるよう施設、整備の改善を図り、また、新規のスポーツ施設等の建設にあたっては、障害者利用に配慮した整備に努めます。

(3) 地域福祉

【取り組みの方向】

障害のある人もない人も、地域で共に活躍し、共生する地域社会の実現に向け、美浜町地域福祉計画に基づき、地域住民や福祉活動団体、あるいはボランティアなど、地域に関わるすべての人たちと協働して、何らかの支援を必要としている人を支える仕組みづくりに努めます。また、この仕組みを支える団体、ボランティア等の人材育成と活動の活発化を図ります。

①地域福祉活動の推進

【現状と課題】

本町では、住民、地域団体、行政、社会福祉協議会、事業所等、様々な機関・組織が地域における役割を担っています。また、町内には日本福祉大学があり、福祉に関する専門家や、ボランティアに積極的な学生が多く在籍しており、地域福祉の推進にあたって、様々な面で協働しています。

こうした地域資源を積極的に活用し、様々な機関や組織が有機的に連携できるよう、情報提供や交流できる場を整備するとともに、交流、見守り等の活動を促進することが求められます。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	地域福祉活動の推進	<p>○地域でのふれあいや、助け合い・支え合いを通じて、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、障害のある人やその家族等に対する地域住民による見守り・声かけ、交流活動など、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体等による地域福祉活動を促進します。</p> <p>○日本福祉大学と住民との連携をはじめ、障害者団体とボランティア団体との連携などを促進し、多様な福祉活動の創出を図ります。</p>

②ボランティア活動等の推進

【現状と課題】

本町では、ボランティアセンターによりボランティア活動を支援するとともに、手話などのボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成・登録に取り組んでいます。

今後とも、活動意欲がある人がボランティアに参加できるよう、きっかけづくりや、環境整備により、担い手の確保・育成とともに活動の支援を進めが必要です。また、日本福祉大学とも連携し、若い力を活用したボランティア活動の活性化を図っていくことが求められます。

【取り組みの内容】

No.	主な取り組み	内 容
1	ボランティア活動の 推進	<ul style="list-style-type: none">○障害のある人に対する支援を含めたボランティア活動の推進を図るため、活動内容や養成講座に関する情報提供を行うとともに、内容等の充実を図ります。○ボランティアに関する相談窓口の充実を図ります。○ボランティアと支援を必要とする人を結びつけるコーディネート機能やボランティア同士の交流・連携機会の充実に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野にわたる障害者施策を総合的かつ効果的に推進するため、町内の関係団体等との連携を一層強化した推進体制を構築します。

また、地域の課題に取り組んでいくために、地域福祉審議会で審議するほか、自立支援協議会での検討及びサービス提供事業者、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療機関などとの連携を図ります。

さらに、町職員に対して研修を実施し、合理的配慮の提供などをはじめ、障害者福祉に関する知識と意識を高め、障害者施策を実施する職員としての資質向上を図ります。

2 計画の進捗管理

「P D C Aサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、定期的に達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映することが重要です。

そのため、毎年度の進捗状況や課題の把握については、府内関係部署や関係機関等との情報の共有を図るとともに、地域福祉審議会等で審議を行うほか、自立支援協議会などに随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。

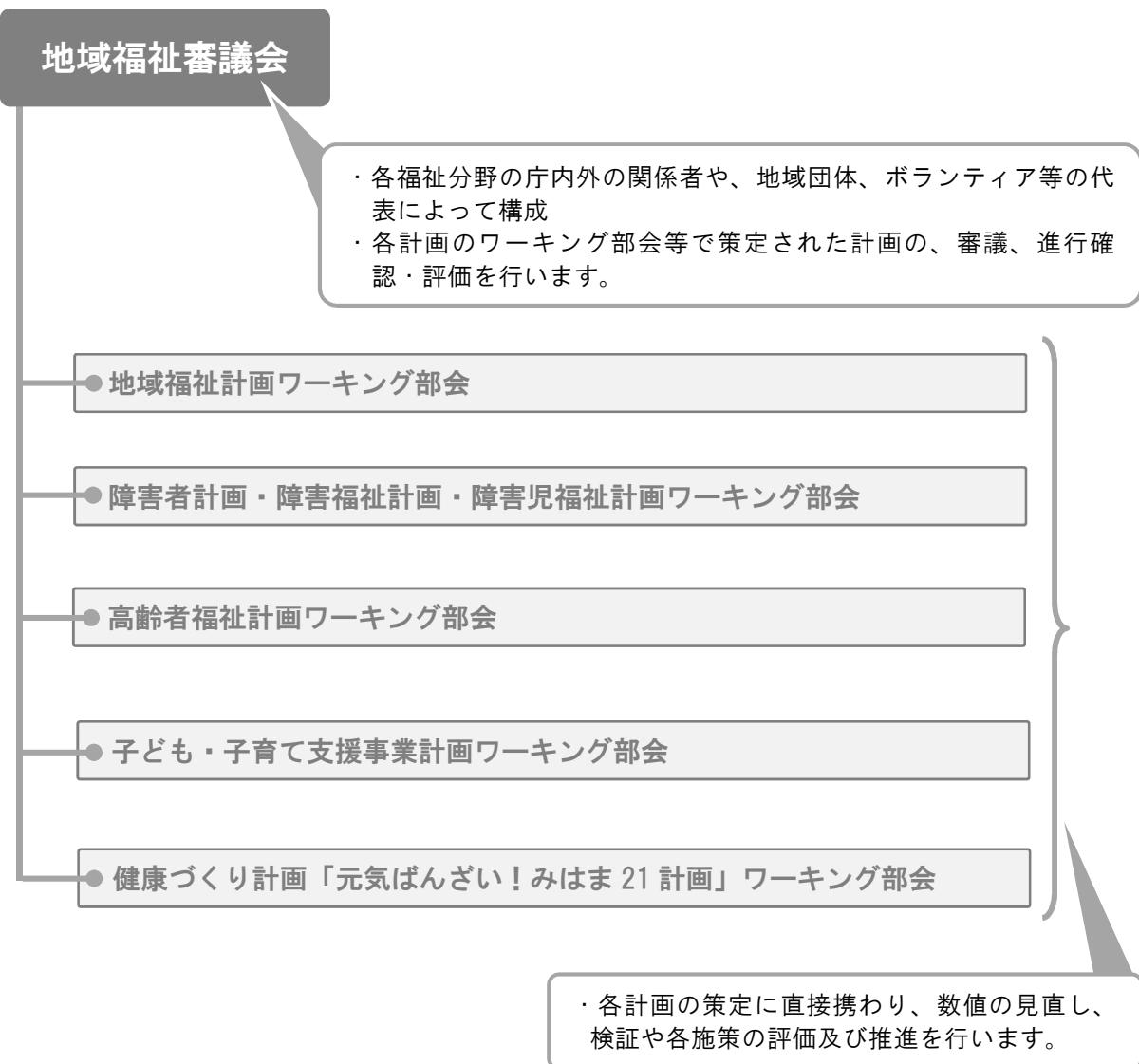
■障害者計画の点検・評価体制

項目	内容
協議機関	地域福祉審議会 (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画ワーキング部会)
協議内容	事業の進捗状況の報告、意見聴取、課題の検討

3 地域福祉審議会について

美浜町における様々な福祉計画の上位計画として、第1次地域福祉計画を位置づけています。そのため、障害福祉をはじめ、高齢者福祉、子育て、健康等の福祉関連計画については、地域福祉計画と同様の基本理念や方針に基づいて推進するとともに、各福祉分野の府内外の関係者等により構成された「地域福祉審議会」で各計画の進行確認・評価を行います。なお、各福祉関連計画の推進、策定は、地域福祉審議会のもとに組織され、地域福祉、障害者福祉、高齢者福祉、子育て、健康等に直接携わる担当者等で構成された「ワーキング部会」で行い、審議は「地域福祉審議会」で行います。

■ 「地域福祉審議会」のイメージ



資料編

1 第3次美浜町障害者計画策定経緯

■第3次美浜町障害者計画の策定経緯

時 期	内 容
平成 29 年 7 月 20 日	第1回第3次美浜町障害者計画策定委員会 1 委嘱状交付 2 委員長選出 3 議事 （1）スケジュールについて （2）アンケート調査について
平成 29 年 8 月 28 日 ～ 9 月 22 日	美浜町障害福祉に関するアンケート調査の実施
平成 29 年 11 月 9 日	第2回第3次美浜町障害者計画策定委員会 1 議事 （1）アンケート調査結果報告について （2）第3次美浜町障害者計画骨子案について
平成 30 年 1 月 18 日	第3回第3次美浜町障害者計画策定委員会 1 議事 （1）第3次美浜町障害者計画素案について
平成 30 年 1 月 22 日 ～ 2 月 9 日	パブリックコメント（意見募集）の実施
平成 30 年 2 月 15 日	第4回第3次美浜町障害者計画策定委員会 1 議事 （1）第3次美浜町障害者計画最終案について

2 第3次美浜町障害者計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 美浜町障害者計画及び美浜町障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するにあたり、幅広い視野から検討を行うとともに、的確な助言を得るために、美浜町障害者計画及び美浜町障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定に関連する必要な事項に関すること。

(委員及び任期)

第3条 委員会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 障害者関係事業者
- (4) 行政機関等の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、厚生部福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3 第3次美浜町障害者計画策定委員会委員名簿

■第3次美浜町障害者計画策定委員会委員名簿

No.	機 関	区 分	所 属	氏 名
1	保健医療関係者	委員	美浜町医師会代表	榎原良一
2	福祉団体関係者	委員	南知多・美浜地域精神障害者家族会会長	久保田政夫
3	福祉団体関係者	委員	美浜町知的障害者育成会会長	中野美智子
4	福祉団体関係者	委員	美浜町身体障害者福祉協議会代表	鈴木喜由
5	障害者関係事業者	委員長	美浜町社会福祉協議会会长	横田全博
6	障害者関係事業者	副委員長	セルフ・アゼーリア施設長	藤原達也
7	障害者関係事業者	委員	ワークルームかもめ施設長	久野英里子
8	障害者関係事業者	委員	特定非営利活動法人チャレンジド理事長	辻直哉
9	行政機関等	委員	知多南部相談支援センター（ゆめじろう）	坂本ちひろ
10	行政機関等	委員	知多南部相談支援センター（わっぱる）	遠藤有紀

4 用語解説

■用語解説

用語	内容
インクルーシブ教育	障害のある人と障害のない人が同じ場所で共に学ぶこと。
L E ブック	障害のある人でも読みやすいよう、平易な言葉や絵、写真で構成された本のこと。
ジョブコーチ	職場適応援助者ともいい、障害のある人が就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際に、障害のある人の職場への適応を支援すること。
相談支援事業所	障害のある人やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う事業所のこと。知多南部圏域では、「知多南部相談支援センター」が設置されている。
ピアカウンセリング	障害という共通点をもつ人同士が、対等な仲間として相談相手などと助けあう方法（ピアサポート）のうち、相談に力点を置くもの。
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

第3次美浜町障害者計画

発 行：平成 30 年3月

発行者：美浜町

編 集：厚生部 福祉課 社会福祉係

〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

TEL: (0569) 82-1111(代)

FAX: (0569) 83-0755(福祉課)